1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9	「労務費に関する基準」の運用方針	(案)
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31	令和7年12月	
32	国土交通省	
33		
34		

目 次

2	はじめに		2
3	基準に関する	基本的な考え方・取扱い	3
4	方針 1.	労務費に関する基準の概要	3
5	方針 2.	建設業法第19条の3における「通常必要と認められる原価」の労務費と基準の関係について	4
6	方針 3.	原価書れ契約又は著しく低い労務費額による契約の法的効果について	4
7	方針 4.	「通常必要と認められる労務費(基準値)」と異なる額での見積りの取扱いについて(総論)	5
8	方針 5.	本基準における「労務費」に含まれる内容について	8
9	方針 6.	本基準を使った労務費見積りの対象となる技能者の範囲について	8
10	方針 7.	1日の労働時間が8時間とならないことが見込まれる場合の見積りの取扱いについて	8
11	方針 8.	新ルールにおける会社経費の確保について	9
12	方針 9.	見積書の保存について	9
13	方針 10.	精算を行うことに係る考え方について	9
14	方針 11	. 長期間にわたる工事において、見積り(契約締結)時以降に労務価格が高騰した場合の	の考
15		え方について	10
16	方針 12.	猛暑日等通常の気象条件と異なる状況における労務費の見積りについて	10
17	方針 13.	適正な賃金を支払わない等技能者を適切に処遇しない建設業者の取扱いについて	11
18	方針 14.	年間を通じて働かない者に支払われるべき賃金について	11
19	方針 15.	技能者を一人親方化することについて	11
20	受注者におけ	る対応	. 12
21	方針 16.	受注者が、再下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出するよ	場合
22		の取扱いについて	12
23	方針 17.	受注者側から、いわゆる「お得意様価格」や、閑散期における値引き等により安価に見積ること	の取
24		扱いについて	12
25	方針 18.	労務費の見積りに当たっての適切な労務単価の選定について(基準値の想定職種との対応)	13
26	方針 19.	多能工や、公共工事設計労務単価が設定されていない作業に従事する者について設定すべ	き労
27		務単価について	13
28	方針 20.	施工する技能者の CCUS レベルに偏りがある場合の労務費見積りについて	13
29	方針 21.	歩掛の開示に係る取扱いについて	14
30	方針 22.	労務費等を内訳明示した見積書の作成慣行がない中小事業者がとるべき行動について	14
31	方針 23.	許可不要業者による見積りへの考え方について	14
32	方針 24.	PFI 契約における、見積りにおける労務費の内訳明示に係る考え方について	15
33	注文者におけ	る対応	. 16
34	方針 25.	注文者として望まれる対応について	16
35	方針 26.	適正な見積期間の確保について	16
36	方針 27.	注文者から受注者に対し、労務単価・歩掛を明示した見積書を提出することを求めることについて	[17

1	方針 28.	注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について17
2	方針 29.	注文者側が、請負金額(労務費額)を提示して受注者を募集することについて
3	方針 30.	. 注文者が基準を下回る水準の労務費での見積書を受け取った場合取るべきアクションについて. 18
4	方針 31.	注文者側による受注者の見積りを踏まえた価格交渉について 18
5	方針 32.	注文者が見積りを提出した者と契約しないことについて18
6	方針 33.	注文者側が相見積りを取る場合の選定について18
7	方針 34.	注文者が生産性向上を提案する場合の取扱い19
8	方針 35.	注文者として、受注者の確認表の活用状況や安全衛生経費の積算方法を監督する必要はあるか 19
9	発注者-元請	(総合工事業者) 間の見積り・契約における対応20
10	く発注者の)視点>
11	方針 36.	発注者は見積期間をどのように確保すべきか20
12	方針 37.	現在発注者として使用している見積書の様式について、どのようなことに留意する必要があるか。
13		様式・用語定義等を統一しないといけないのか20
14	方針 38.	民間(個人)発注者として、労務費を値切ることは許されないのか。労務費等が内訳明示されて
15		いる場合/されていない場合でそれぞれ取扱いはどうなるのか21
16	方針 39.	民間(個人)発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか
17	方針 40.	予定価格の積算に先立って建設業者やメーカーに対して参考見積(設計見積)を徴取する際の
18		取扱いについて
19	方針 41.	材料費・建設副産物処理費等について、どのような額が通常必要と認められる額となるのか 22
20	方針 42.	材料費・建設副産物処理費等について、内訳明示された見積りを受け取った発注者としてどのよう
21		な価格交渉なら許され、どのような価格交渉が違法不当となり得るのか22
22	方針 43.	発注者として、建退共掛金相当分を支払うべきことについて22
23	方針 44.	発注者として独自に賃金調査を行った上で、労務費について公共工事設計労務単価より低い水準
24		で予定価格を積算して発注した場合、建設業法違反になるのか23
25	方針 45.	民間発注者として、見積書はどの程度の期間、どの媒体で保存する必要があるか23
26	方針 46.	DB(デザインビルド)方式その他設計業務と工事施工が一体的に発注される方式による契約に
27		おける、設計段階での見積りにおける労務費の内訳明示に係る考え方について23
28	<元請(総	合工事業者)の視点> 24
29	方針 47.	発注者との契約段階において一次下請が材料費等記載見積書を作成しない、又は二次以下の下
30		請から見積りを徴収せずに材料費等記載見積書を提出してきた場合、元請としてどのように対応す
31		る必要があるのか24
32	方針 48.	発注者から、下請から見積)を取るために必要な見積期間が確保されない場合はどうすれば良いか 24
33	方針 49.	民間工事の場合、労務費は受発注者間で設計が固まるまでの間に、設計着手前の段階から、設
34		計の進捗に応じて、複数回見積り(予算)についてやりとりしながら設計・仕様が決まっていくが、
35		全ての段階において労務費を内訳明示しないといけないのか24
36	方針 50.	元請等の注文者が価格指定して下請と契約する場合において、労務費、必要経費についてどのよ
37		うに計算すれば良いか25
38	方針 51.	元請(総合工事業者)が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければ

1		ならないのか。その場合、労務費は請負契約全体に係る部分のみ示せば良いか、各工程・エ	.種に
2		分けて明示しなければならないのか	. 25
3	方針 52.	労務費を示す際に労務単価と歩掛についても示さなければならなくなると、見積書が大部にな	よって
4		しまい、現実的ではないのではないか	. 25
5	方針 53.	特に注文住宅等の個人発注者に対して、労務費や労務単価・歩掛の内訳明示をする必要が	ぶある
6		のか	. 26
7	方針 54.	労災保険料は法定福利費として見積りを立てて良いのか。これまで健康・年金・雇用保険に	艮って
8		取り組みを進めてきたことの関係性はどうか	. 26
9	方針 55.	元請として、下請の現場労働者の法定福利費をどのように見積もれば良いか	. 26
10	方針 56.	これまでの安全衛生経費確保の取り組みは元下関係中心であったところ、元請けとして発注	渚に
11		対し、安全衛生経費をどのように見積もれば良いか	. 27
12	コミットメント制	度における取扱い	28
13	方針 57.	コミットメント制度の創設趣旨について	. 28
14	方針 58.	コミットメント制度のメリットについて	. 28
15	方針 59.	<別紙 04 第1項>「適正な労務費」とはなにか。「適正な労務費」であることについて、契約	当事
16		者はどのように確認するのか。	. 28
17	方針 60.	<別紙 04 第 3 項①第一号> 「技能者」の範囲について	. 29
18	方針 61.	<別紙 04 第 3 項①第一号>「適正な賃金」について	. 29
19	方針 62.	<別紙 04 第 4 項>書面の提出を求める方法等について	. 29
20	方針 63.	<別紙 04 第4項①柱書>「理由」を付すことについて。どのような「理由」が想定されるか。	. 29
21	方針 64.	<別紙 04 第4項②第一号>「関する書面」について	. 30
22	方針 65.	<別紙 04 第4項 ②第二号>「関する書面」について	. 30
23	方針 66.	<別紙 04 第4項③第三号>「関する書面」について	. 30
24	方針 67.	コミットメント制度の活用について	. 30
25	方針 69.	条文(A)と条文(B)を選択して使用することについて	. 31
26	方針 70.	コミットメントに違反した場合について	. 31
27	方針 71.	注文者が直接契約する受注者以外の事業者(一次下請事業者等)について、コミットメント	・に基
28		づく情報開示の状況を把握しようとする場合、どのような対応が考えられるか。	. 32
29	別紙		32
30	別紙 01.	専門工事業者向け見積書「様式例」(詳細版)	32
31	別紙 02.	専門工事業者向け見積書「様式例」(簡易版)	32
32	別紙 03.	専門工事業者向け「書き方ガイド」	32
33	別紙 04.	改正標準請負契約約款における「コミットメント条項」(案)	32

1 はじめに

- 2 建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、民間経済を下支えし、災害時には最前線で地域社会
- 3 の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重要な役割を果たしている。
- 4 一方で、建設業の現場作業を担う技能者については、厳しい労働環境にあるにも関わらず賃金が安価に留
- 5 まっていること等を背景として、就業者の減少が続いているところ、建設業がその重要な役割を将来にわたって果
- 6 たし続けられるようにするため、担い手の確保に向けた取組を強化することが急務となっている。
- 7 そのため、令和6年通常国会において、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第
- 8 18号。以下「品確法」という。)、建設業法(昭和24年法律第100号)及び公共工事の入札及び契約
- 9 の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号。以下「入契適正化法」という。)を一体として
- 10 改正する「第三次・担い手3法」が成立し、建設業の特性に対応し、請負契約において適正な労務費を確保
- 11 し、技能者に支払われるための新たなルールが制定されたものである。
- 12 この第三次・担い手3法により、適正な労務費(賃金の原資)が、公共工事・民間工事にかかわらず受発
- 13 注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金として支
- 14 払われるよう、中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされ(建設業法第34
- 15 条)、また、これによって示される「通常必要と認められる労務費(=適正な労務費)」を著しく下回る見積
- 16 り・契約締結を禁止(同法第 20 条)するととともに、違反した建設業者には指導・監督(同法第 28 条)
- 17 を、違反した発注者には勧告・公表(同法第20条)をそれぞれ実施することとされた。
- 18 本「『労務費に関する基準』の運用方針」は、労務費に関する基準の考え方を踏まえた価格交渉の進め方、
- 19 発注者と元請建設業者の間の見積りに際しての留意点、専門工事業者による注文者への労務費等を内訳
- 20 明示した見積書の提出を容易にするためのツール、請負契約においてコミットメント条項を取り入れる際の留意
- 21 点等を示すことを目的として、国土交通省が作成するものである。
- 22 建設工事の請負契約の当事者においては、労務費・賃金について「もらえないから払えない」「もらったら払う」
- 23 といった従前の姿勢を抜本的に改め、「払うためにもらう」新たな商慣行の定着に向け、契約段階で適正な労
- 24 務費を確保し、技能者に対する適正な賃金等の支払いにつなげられるよう、労務費に関する基準や本運用方
- 25 針をご活用いただきたい。

基準に関する基本的な考え方・取扱い

方針1. 労務費に関する基準の概要

標としても活用される。

1

2

- 3 「労務費に関する基準」(以下「本基準」という。)は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なも 4 のとするため、建設工事の請負契約における「通常必要と認められる労務費(=適正な労務費)」の相 5 場観を示すことにより、適正な労務費(賃金の原資)が、公共工事・民間工事にかかわらず、下請取引
- 6 を含むすべての段階の請負契約において確保され、技能労働者に適正な賃金が支払われることを目指す 7 ためのものである。
- 13 本基準においては、技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、他 24 産業並以上への処遇改善を実現することを目指すこととし、この水準の賃金支払いに必要な原資を、公 共工事・民間工事を通じて確保するため、「適正な労務費」を、公共工事設計労務単価を計算の基礎 25 とした水準として位置づけることとした。

- 25 基準に基づく見積りのルールは、公共工事・民間工事の別、職種や下請次数、建設業団体、会社規模 26 等を問わず適用されることとなり、建設工事の請負契約の締結に際しては、本基準及び本運用指針を参 照し、材料費、労務費等を内訳明示した見積書(材料費等記載見積書)を活用した見積りの実施に 28 努めることが必要である。また、見積書を受け取った注文者は、その内容を考慮・尊重するよう努めることが 必要である。
- 36 これらにより、賃金を原資とする低価格競争が行われる状況を変革し、技能者の処遇が確保された上で 37 の価格や、生産性の高さを競う健全な競争環境を実現し、技能者の処遇改善に取り組む事業者が不利 38 にならない競争環境の構築を目指すものである。

$_1$ 方針2. 建設業法第 19 条の3における「通常必要と認められる原価」の労務費と基準の関係について

- 3 建設業者において正当な理由なく通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請
- 5 同条に基づく通常必要と認められる原価は、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費よりなる間接工
- 6 事費、一般管理費(利潤相当額は含まない。)の合計額となり、具体的には、下請負人の実行予算
- 7 や下請負人による再下請先、資材業者等との取引状況、さらには当該地域の施工区域における同種工
- 8 事の請負代金額の実例等により判断されることとなる。
- 9 このうち直接工事費の労務費部分については本基準において示される「通常必要と認められる労務費」も
- 10 参考として判断されることとなる。

11 方針3. 原価割れ契約又は著しく低い労務費額による契約の法的効果について

- 12 改正後の建設業法第 19 条の 3 が禁止する原価割れ契約の禁止に違反する請負契約の締結、並びに
- 13 同法第 20 条において位置づけられる著しく低い労務費等による見積り及び見積り変更依頼を前提とし
- 14 て締結された請負契約について、その原因者は、建設業法第28条等に基づく監督処分等の対象となる。
- 15) 当該請負契約自体が無効となることはないが、上記の規定に抵触する契約内容が変更されない限り、違
- 16 法状態が継続することも踏まえ、受発注者間において、適切な契約が結ばれることが望ましい。

1 方針4. 「通常必要と認められる労務費(基準値)」と異なる額での見積りの取扱いについて(総論)

- 2 前提として、方針 1 に記載されたとおり、本基準が示す「通常必要と認められる労務費(適正な労務費、 3 基準値)」は標準的な施工条件等を前提として設定されるものであり、個々の現場ごとの施工条件や、 4 個社の能力を踏まえて、労務費を適切に計算する必要がある。
- 5 公 なお、基準値のない職種分野についても、個々の現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえた材料費 等記載見積書の作成などにより、個々の契約ごとに労務費を適正に計算し、本基準の基本的考え方に 沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

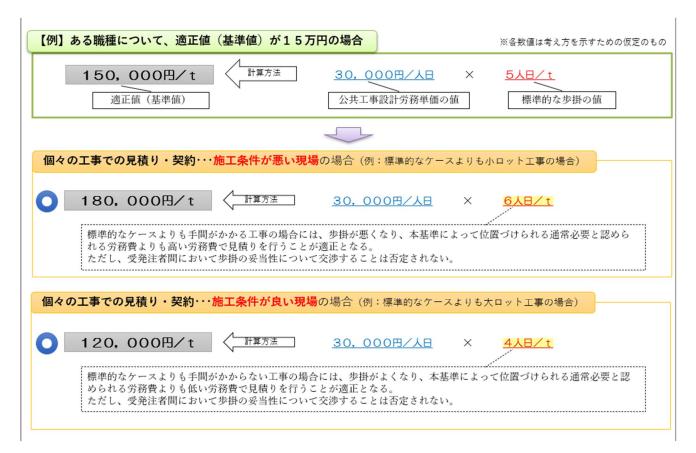
8

【基準が想定する施工条件と異なる条件下での工事の場合】

- 12 一方、基準が想定する施工条件よりも歩掛が良くなる工事では、基準よりも低い労務費が適正となる。こ 13 のため、発注者は、施工条件を踏まえて合理的な範囲で、労務費を基準より低くできないか交渉しても差 14 し支えない。

15

16 17

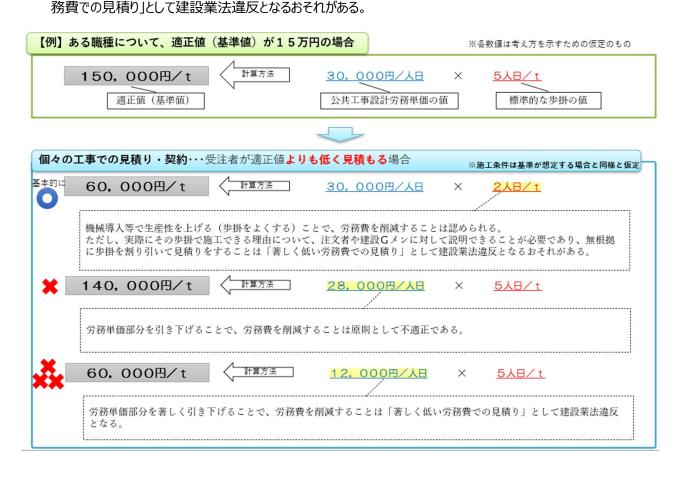


5 / 32

【基準と同じ施工条件下において、基準より低く見積もる場合】

1

- 2 この場合、基準を下回る水準で見積もることは、原則として不適正となる。また、基準を著しく下回る水準 で見積もることは、違法となる。
- 4 なお、受注者が、機械導入等により、基準が想定する歩掛よりも、歩掛(生産性)を改善することで、基 5 準よりも低い労務費の額で見積りを行うことは差し支えない。その場合には、実際にその歩掛で施工できる 理由について、説明できることが必要であり、無根拠に歩掛を割り引いて見積りをすることは「著しく低い労 務費での見積りとして建設業法違反となるおそれがある。

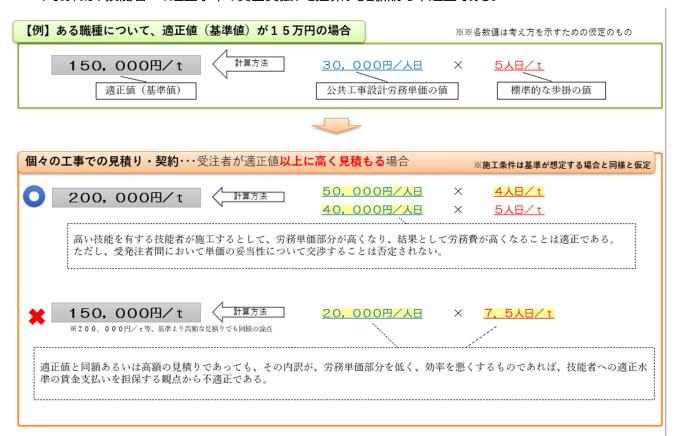


【基準と同じ施工条件下において、基準より高く見積もる場合】

1

11 12

- 9 公 なお、基準と同額あるいは高額の見積りであっても、その内訳が、労務単価部分を低く、効率を悪くするも 0 のであれば、技能者への適正水準の賃金支払いを担保する観点から不適正である。



1 方針5. 本基準における「労務費」に含まれる内容について

- 2 本基準に盛り込まれる「労務費」については、建設業の技能者の処遇改善に向け、賃金の原資を発注者 3 から下請まで行渡らせる趣旨から、技能者の賃金相当分の額をその内容とする。
- 4 「賃金相当分の額」に含まれる給与の種別については、公共工事設計労務単価の考え方に準拠すること
- 5 とし、具体的には、
- 6 ① 基本給相当額(基本給、出来高給)
- 7 ② 各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当(家族手当、通勤手当、地域手 8 当、住宅手当、現場手当、技能手当、精勤手当等)
- 9 ③ 実物給与(通勤用定期、食事の支給)
- 10 ④ 臨時の給与(賞与、臨時の賃金、退職金)
- 11 とする。
- 12 〇 なお、時間外、休日、深夜の各割増賃金や突貫手当、赴任手当等は含まれない。

13 方針6. 本基準を使った労務費見積りの対象となる技能者の範囲について

- 14 本基準に基づく見積りについては、各工事において実際に施工に従事する技能者を対象とすることとする。
- 15 この際、一部の技能者は、施工管理を行う「技術者」としての役割を兼ねることもある(例:登録基幹技
- 16 能者が下請の主任技術者となる場合等)が、これらの者についても、その名称にかかわらず、その者の施
- 17 工分も含めて労務費を見積もることとする。

18 方針7. 1日の労働時間が8時間とならないことが見込まれる場合の見積りの取扱いについて

- 19 本基準においては、請負契約における通常必要と認められる労務費を「適切な職種の公共工事設計労 20 務単価×施工条件等に照らして適切な歩掛×必要な数量」の式によって位置付けているところ。
- 21 公共工事設計労務単価は1日8時間の労働を前提とした単価であり、受注者としては、見積り時点に
- 22 おいて、これを上回る、又は下回る時間数での作業が見込まれる場合、労務単価及び歩掛を日(8時
- 23 間)あたりから1時間あたりの値とした上で、必要と見込まれる日あたり作業時間を踏まえた労務単価を
- 24 計算し、見積書を作成することが必要となる。この際、8時間以上の労働を前提とする場合には、適切な
- 25 時間外手当等を別途見積ることが必要であることに留意する。

1 方針8. 新ルールにおける会社経費の確保について

- 4 この際、受注者において、本社経費等の確保を優先し、再下請負先が見積書において明示して必要とす 5 る労務費等を支払わない行為は、建設業法違反となる恐れがあることに留意する必要がある。
- 6 また、注文者においては、材料費等記載見積書について、内訳明示すべき労務費、必要経費のほか、当
- 7 該建設工事の施工のために必要な経費の内訳も含め、その内容を考慮する努力義務が課されていること
- 8 に留意する必要がある。その上で、契約当事者において、受発注者間の情報の非対称性の解消に留意
- 9 した、適切な価格交渉が行われることが期待される。

10 方針9. 見積書の保存について

- 11 〇 基準に基づく新ルールの下、受注者、注文者による労務費等のダンピングが行われていないかを建設 Gメ
- 12 ン・許可行政庁が円滑に確認するため、契約当事者(建設業者)は、契約締結に際して見積書が取り
- 13 交わされた場合には、当初見積書(契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に
- 14 対し初めて作成・提出する見積書をいう。)及び最終見積書(契約内容の明細を示す見積書をいう。)
- 15 について、自らが当事者となった建設工事の請負契約書又はその写しと同様に、当該建設工事の目的物
- 16 の引渡しから 10 年間保存することが義務付けられている (法第 40 条の 3 並びに規則第 26 条第 5 項
- 17 及び第28条第2項) *。
- 18 ※ 省令改正を予定
- 20 務費等について必要額を著しく下回るような見積り変更依頼をした場合には、その者が見積書保存の義
- 21 務がない者であったとしても、許可行政庁は勧告・公表を行うことがあり得る。
- 22 なお、保存については、契約当事者の書類管理の負担軽減や、建設 G メン・許可行政庁による円滑な
- 23 確認のため、電磁的方法によることが望ましい。

24 方針10.精算を行うことに係る考え方について

- 26 〇 従って、受注者において、契約時に見込んだ労務費と実際の完工までに要した労務費に差分が生じた場
- 27 合であっても、これに伴う損益は受注側に帰属するものであり、基本的にその差分の精算が想定されるも
- 28 のではない。
- 29 一方で、契約後に設計図書の変更・詳細化が行われるなど見積条件が変更になった場合や、施工対象
- 30 物の増減等の注文者都合による契約内容変更が生じた場合には、当事者の協議により、契約変更及び
- 31 請負代金額の変更が行われるべきものである。
- 32 〇 また、契約当事者双方の責めに帰さない労務費の変動等の事情が生じた場合には、契約当事者間での
- 33 変更協議がなされることが期待される(方針 11 参照)。

1 方針11. 長期間にわたる工事において、見積り(契約締結)時以降に労務価格が高騰した場合の考 2 え方について

3 【見積り時にあらかじめ価格高騰が予見されている場合】

- 4 改正後の建設業法(第20条の2第2項)及びその施行規則(規則第13条の14)において、建 5 設業者は、その請け負う建設工事について、請負代金の額に影響を及ぼす労務の供給不足又は価格 6 高騰が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該 7 事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされている。
- 8 この通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生し 9 た場合には、注文者に対して、契約書の法定記載事項として位置づけられている請負代金額の変更条 10 項に基づき、契約変更の協議を申し出ることができ、その際、注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その 11 他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならないこととなることが法 12 律上位置づけられている。

【事前に通知されていなかった価格高騰が発生した場合】

13

- 17 この際、労務費上昇により原価が請負代金額を上回った場合に、請負契約の注文者が自己の取引上の 18 地位を不当に利用して、請負人の申し出た請負代金の変更協議に応じず、必要な契約変更を行わなか 19 った結果、通常必要と認められる額に比して著しく低い額となったときも、法第 19 条の 3 第 1 項に違反す 20 るおそれがある。

21 方針12.猛暑日等通常の気象条件と異なる状況における労務費の見積りについて

- 22 本基準においては、請負契約における通常必要と認められる労務費を「適切な職種の公共工事設計労 23 務単価×施工条件等に照らして適切な歩掛×必要な数量 |の式によって位置付けている。

1 方針13.適正な賃金を支払わない等技能者を適切に処遇しない建設業者の取扱いについて

- 2 改正後の建設業法第 25 条の 27 第 2 項において位置づけられる「労働者の適切な処遇を確保するた
- 3 めの措置を効果的に実施することに係る努力義務については、建設業者として、CCUS レベル別年収を
- 4 支払うこと、適切な社会保険に加入すること等により履行することが考えられる。
- 5 これらを満たさない建設業者については、個々の事情態様によっては、建設業法第 41 条による指導、助
- 6 言、監督等の対象となる可能性がある。

7 方針14.年間を通じて働かない者に支払われるべき賃金について

- 8 出口の実効性確保策として、経験等に基づいた適正な賃金支払いとして CCUS レベル別年収の支払い
- 9 を位置づけているところ。
- 10 ←間を通じて労働しない従業員については、レベル別年収を日割りした額が目安になることが考えられる。
- 11 この場合でも、年次有給休暇分相当が考慮される必要があることについて留意すること。

12 方針15.技能者を一人親方化することについて

- 14 を意図した技能者の個人事業主化(いわゆる一人親方化)は、技能者の処遇低下のみならず、法定
- 15 福利費等を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となることにより、公平・健全な競争環境を阻害
- 16 するものである。
- 17 一人親方との契約形式が請負契約であっても、当該一人親方の働き方の実態が労働者にあてはまる場
- 18 合、偽装請負として職業安定法等の労働関係法令に抵触するおそれがあることから、元請を始めとする
- 19 受注者は、働き方自己診断チェックリストを活用して、一人親方の働き方の実態を確認するとともに、確
- 20 認の結果、一人親方の働き方の実態が労働者にあてはまるような働き方になっている場合には、当該一
- 21 人親方への注文者は、適切に雇用契約を締結し、労働関係法令等の各種法令を遵守することが必要
- 22 である。

1 受注者における対応

2 方針16.受注者が、再下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する 場合の取扱いについて

- 4 受注者が、注文者との契約締結段階において、再下請負先からあらかじめ見積りを取らずに注文者に見 積書を提出することも現に行われているところ、基準に基づく新たなルールの下においても、このような見積
- 8 書の提出を行うこと自体は差し支えない。
- 7 この際、受注者は、再下請負先施工分を含め、基準に基づき必要相当と考えられる労務費額を見積り、
- 8 注文者に提出することとする。受注者は、契約後に設計図書の変更・詳細化が行われるなどの契約後に
- 9 おける見積条件・契約条件の変更等がない限り、この見積り額での施工について責任を負う。
- 10 このような場合において、工事受注後(労務費分も含めて請負金額確定後)に、事前に見積りをとって 11 いなかった再下請負先から、注文者側が想定していたよりも多額の労務費を請求されたとしても、受注者 12 は自らが負担して適正金額を再下請負先に支払うことを原則とする。
- この際、受注者が、契約総額を増額することについて注文者と協議することは否定されないが、注文者においては、それに応じる責務はない(※)。また、再下請負先の見積りが基準に照らして適正な金額である場合には、注文者が上位契約の額を理由として下請契約の労務費の見積りの減額を依頼すること (又は総額として原価割れとなる契約とすること)は、建設業法違反の行為となりうる。
- 17 (※)契約当初に予見し得なかった事情が生じたことに起因する労務費の上昇に係る価格転嫁について は、契約書等に基づく対応が必要。

方針17.受注者側から、いわゆる「お得意様価格」や、閑散期における値引き等により安価に見積ることの取扱いについて

- 21 受注者が材料費等記載見積書に記載する材料費、労務費等の額は、当該建設工事を施工するために 22 通常必要と認められる材料費、労務費等の額を著しく下回るものであってはならない。
- 23 受注者が、特定の発注者との関係構築や、閑散期における受注等を目的として、総価として通常より安 24 価な契約をすること自体は否定されないが、そのような場合であっても、請負代金の総価は、原則として、
- 25 建設業法第19条の3の「通常必要と認められる原価」(当該工事の施工地域において当該工事を
- 26 施工するために一般的に必要と認められる価格(直接工事費、共通仮設費及び現場管理費よりなる間 27 接工事費、一般管理費(利潤相当額は含まない。)の合計額)以上のものである必要がある。
- 29 対しては、あくまで材料費、労務費等について適正に支払うことが必要である。
- 30 こまた、このような値引きが行われる取引に際しては、受注者による適正な賃金の支払いや、再下請先への
- 31 適正な労務費の支払いの実施が特に懸念されることから、注文者においては、受注者から労務費を内訳
- 32 明示した見積書の提出を求め、労務費が適正な水準で見積もられているかを確認することや、契約書に
- 33 コミットメント条項を盛り込むこと等により、受注者による下請業者・技能者に対する適正な支払いを担保
- 34 することが特に期待される。

19

1 方針18. 労務費の見積りに当たっての適切な労務単価の選定について(基準値の想定職種との対応)

- 2 受注者は、労務費の見積りに当たって、受注する工事及び施工する技能者の職種に応じ、適切な設計 3 労務単価を設定する必要がある。
- 4 また、基準値が想定している職種は、あくまで基準値において適用されている歩掛が前提としている職種を
- 5 示す趣旨にとどまるものであり、個々の工事における見積りに当たっては、受注者個社において適切な職
- 6 種が選定されるべきものであることに留意する。(例えば、○○工事の基準値において前提となっている歩
- 7 掛が「○○工」と「普通作業員」によって構成されている場合においても、受発注者が「○○工」と「普通作
- 8 業員」の歩掛を分けて見積もることを必要とするものではない。)
- 9 なお、本基準及びその基準値で用いている「普通作業員」の概念は、公共工事設計労務単価の 51 職
- 10 種の1つとしての「普通作業員」と同義であり、各社において「○○工」と呼称している者の中でも、工事に
- 11 おいて「普通の技能及び肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの」を広
- 12 〈含む概念として用いているものである。

13 方針19.多能工や、公共工事設計労務単価が設定されていない作業に従事する者について設定すべ 14 き労務単価について

- 15 受注者は、労務費の見積りに当たって、受注する工事及び施工する技能者の職種に応じ、適切な設計 16 労務単価を設定する必要がある。
- 17 〇 この際、一人の技能者が複数の種類の作業を行う場合には、「設計労務単価・歩掛が設定されている作
- 18 業それぞれごとに歩掛と設計労務単価を乗じる」ことを基本としつつ、これによることが難しい場合には、「代
- 19 表的な作業の設計労務単価に、作業全体の歩掛を乗じる」「特殊作業員等の職種横断的単価に、作
- 20 業全体の歩掛りを乗じる」等の方法によって労務費を見積もることが考えられる。

21 方針20.施工する技能者の CCUS レベルに偏りがある場合の労務費見積りについて

- 22 受注者は、受注する工事及び施工する技能者の職種に応じ、適切な設計労務単価を当てはめて労務23 費を見積もる必要がある。
- 24 この際、公共工事設計労務単価は、職種によって異なるものの、概ね CCUS レベル () 程度の技能者の 25 賃金水準と同等の値となっている。
- 26 CCUS レベルが高い技能者を中心として構成される施工チームにおいて、より高額の労務費を確保するた
- 27 めには、その CCUS レベル構成となることの付加価値等について注文者に説明し、価格交渉の中で必要
- 28 な賃金原資を確保することが必要である。
- 29 なお、CCUS レベルが低い技能者を中心として構成される施工チームにおいても、一人あたりの労務単価
- 30 を技能者が従事している作業内容に対応する職種の設計労務単価を下回る値として設定して見積もつ
- 31 たり、実際想定されるより不当に効率の良い歩掛を設定して見積ることは、「著しく低い労務費での見積り」
- 32 として建設業法違反となり得ることに留意する必要がある。

1 方針21.歩掛の開示に係る取扱いについて

- 3 労務費(賃金の原資)を確保する観点から、受注者や、下請に請負金額の案を提示する注文者は、
- 4 単に労務費総額を内訳明示するのでなく、労務単価と歩掛の階層で内訳明示した見積書(注文書)
- 5 を提出し、労務費の計算において、公共工事設計労務単価水準の賃金原資が確保され、歩掛について
- 6 も矛盾なく設定されていることを、建設業行政等に対し明らかにすることが望ましい。
- 7 一方、材料費等記載見積書の作成はあくまで努力義務であり、一律に歩掛の開示を求める趣旨ではな
- 8 く、例えば歩掛情報が自身として秘匿性の高い情報であり、かつ適正な労務費の確保に支障がない場合
- 9 等、個別の事情を踏まえ、内訳明示の精度を調整することは許容されるものである。
- 10 なお、この場合でも、法第 19 条の3又は第 20 条第2項違反の疑いが生じた場合、受注者は建設 G
- 11 メンないし許可行政庁に対して、労務費が労務単価×歩掛の計算において妥当であることを説明できるこ
- 12 とが必要である。

13

23

方針22. 労務費等を内訳明示した見積書の作成慣行がない中小事業者がとるべき行動について

- 14 改正建設業法に基づく、材料費、労務費及び適正な施工を確保するために不可欠な経費を内訳明示
- 15 した材料費等記載見積書の作成は、全ての建設業者に対して努力義務とされることとなる。
- 16 自社の技能者に支払うべき賃金の総額や、その確保に係る労務費を事業主が把握することは、技能者の
- 17 処遇の改善に当たって重要であり、これまで材料費等記載見積書の作成習慣のなかった事業者において
- 18 も、国土交通省が示す見積書の様式例、業界団体等が提供する標準見積書等の見積書作成支援ツ
- 19 ールを活用すること等により、労務費、必要経費を適切に盛り込んだ見積書を作成する能力を高めること
- 20 が求められる(別紙01、02、03)。
- 21 〇 なお、注文者が提示する発注書等による受注を行う場合であっても同様に、自社として必要となる労務
- 22 費を把握し、必要額が確保されるよう注文者と交渉することが重要である。

方針23. 許可不要業者による見積りへの考え方について

- 24 〇 許可不要の範囲で建設業を営む者については、技能者の処遇改善努力義務(法 25 条の 27②)、
- 25 見積りの努力義務(法 20条①)、著しく低い労務費等による見積りの禁止(法 20条②)、注文
- 26 者による労務費等が著しく低くなるような見積り変更依頼の禁止(法 20 条⑥)等の今回新たに設けら
- 27 れた規制の適用を直接的に受けるものではない。一方で、こうした許可不要の小規模事業者こそ、本基
- 28 準を活用して適正な施工に要する労務費を確保することが必要であり、国土交通省が示す簡易的な見
- 29 積書作成支援ツール等も活用しつつ、許可業者と同様に適正契約・材工分離の見積りの実施に努める
- 30 ことが期待される。
- 31 なお、注文者側からの総価での原価割れ契約の禁止(法 19 条の3①)、建設工事の適正な施工を
- 32 確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告(法 41 条①)等の規定
- 33 は全ての建設業を営む者に適用されることとなる。

方針24. PFI 契約における、見積りにおける労務費の内訳明示に係る考え方について

1

- 2 PFI (Private Finance Initiative) とは、官民連携 (PPP Public Private Partnership) の一形 態で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行 う手法であり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI 法)」により 事業の枠組みが設けられている。 (内閣府民間資金等活用事業推進室「PFI 事業の概要」p.2)
- 6 PFI 法に基づく事業契約 (PFI 事業 (PFI 法第 2 条第 4 項に定める選定事業) に関連して、選定事 7 業を実施するため公共施設等の管理者等と SPC (選定事業を実施する者として設立される法人) が 8 締結する契約) は、PFI 事業の内容として公共施設の建設等を含む場合であっても、建設工事の請負 契約には該当しないと解される場合であれば、事業契約の締結に関連して、選定事業者に労務費を内 10 訳明示した見積りの努力義務が課されることはない。
- 11 一方、SPC が選定事業を実施する一環として建設工事を発注する場合には、当該工事に係る請負契 12 約は建設業法の適用対象となり、受注側からの見積りに係る努力義務規定が適用されることとなる。

1 注文者における対応

2 方針25. 注文者として望まれる対応について

- 3 注文者側においては、
- 4・法 20 条第4項に基づき、受注しようとする建設業者に対して労務費等を内訳明示した見積書の提出
- 5 を求めること、提出された見積書の内容を考慮・尊重すること、
- 6 ・「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に基づく自主宣言を行った者を取引先として優先選
- 7 定すること
- 8 ・適正な見積期間を確保すること
- 9 等が期待される。
- 11 止されていることに留意が必要であるとともに、見積りを無視し、自己の取引上の地位を不当に利用して、
- 12 その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とす
- 13 る請負契約を締結することを強要することは禁止されていることに留意が必要である。

14 方針26. 適正な見積期間の確保について

- 16 具体的な内容を提示し、かつ、提示から契約の締結又は入札までに、建設業者が見積りをするために必
- 17 要な一定の期間を設けなければならないこととしており、その期間については、政令で、原則として、工事1
- 18 件の予定価格が
- 19 500 万円未満の丁事については1日以上、
- 20 500 万円以上 5,000 万円に未満の工事については 10 日以上、
- 21 5,000 万円以上の工事については 15 日以上、
- 22 の見積期間を最低限確保する必要があるところ(建設業法施行令第6条)。
- 23 今回の改正において、見積りの重要性が高まるところであり、注文者においては、この最低限の期間に関
- 24 わらず、受注予定者に対し、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を
- 25 設け、見積落し等の問題が生じないよう検討する期間を確保し、受注予定者が請負代金の額の計算そ
- 26 の他請負契約の締結に関する判断を行うことが可能となるよう配慮することが求められる。

1 方針27. 注文者から受注者に対し、労務単価・歩掛を明示した見積書を提出することを求めることについて

- 2 改正後の建設業法第 20 条第 4 項においては、建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたとき は、請負契約が成立するまでに、材料費・労務費・省令で定める経費を内訳明示した材料費等記載見 積書を交付しなければならないこととされている。
- 5 この点、注文者として、材料費等記載見積書の交付を請求する際に、労務費について労務単価・歩掛を 6 明示することを求めることは差し支えなく、また、請負契約において適正な労務費を図る観点から推奨され 7 る。
- 8 一方、材料費等記載見積書において明示を求められるのは「労務費」であり、一律に歩掛の開示まで求 9 める趣旨ではなく、例えば歩掛情報が受注者として秘匿性の高い情報である場合等、個別の事情を踏ま 10 え、内訳明示の精度を調整することは許容されるものである。
- 11 なお、この場合でも、法第 19 条の 3 又は第 20 条第 2 項違反の疑いが生じた場合、受注者は建設 G メンないし許可行政庁に対して、労務費が労務単価×歩掛の計算において妥当であることを説明できることが必要である。

14 方針28. 注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について

23 方針29. 注文者側が、請負金額(労務費額)を提示して受注者を募集することについて

- 24 受発注者間の契約締結段階において、受注者が見積書を提出するのでなく、注文者が受注者に発注 25 書(注文書)を送付する等の形式により、注文者が請負代金額(労務費額)を指定して、その提示 26 額で請け負う者のみと契約することも現に行われているところ、基準に基づく新たなルールの下においても、 27 注文者が請負代金額(労務費額)を指定した上で、その額で施工できる者を募集すること自体は差し 28 支えない。
- 29 一方、このような場合、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するため 30 に通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要する 31 ことは禁止されていることに特に留意が必要である。

1 方針30. 注文者が基準を下回る水準の労務費での見積書を受け取った場合取るべきアクションについて

- 2 このような場合、受注者の行為は法第20条第2項違反の見積り又は法第19条の3第2項違反のダ
- 3 ンピング受注に該当する恐れがあることを踏まえ、注文者又はそのような見積り・契約を把握した者は、ま
- 4 ず受注者に意図を確認した上で、不適正であると考えられる場合には「駆け込みホットライン」等に通報す
- 5 ることなどが期待される。
- 6 なお、基準に基づく新たなルールにおいては、受注者が基準の想定を下回る水準の労務費等を記載した
- 7 材料費等見積書を注文者が受け取ったとしても、注文者に具体的な作為義務が生じるものではなく、ま
- 8 た、注文者が当該見積書に記載された価格を元に請負契約を締結したとしても、当該契約の効力に影
- 9 響を与えるものではない。

10 方針31.注文者側による受注者の見積りを踏まえた価格交渉について

- 11 注文者側においては、受注者側が提出した労務費等を内訳明示した見積書について、内容を考慮・尊
- 12 重するよう努める必要がある。ただし、受注者側の見積書に記載された労務費等が妥当でないと考えられ
- 13 る場合には、受注者側に見積書の修正を依頼することは差し支えない。
- 14 〇 この際、注文者側から労務費の値下げを交渉する場合には、提出された見積書の労務単価について、公
- 15 共工事設計労務単価水準を下回らないよう留意する必要があるほか、歩掛については、受注者が施工
- 16 可能な水準を下回らないように留意する必要がある。

17 方針32.注文者が見積りを提出した者と契約しないことについて

- 18 注文者側において、受注者側が提出した見積書が予算に合わないと判断した場合に、見積書を提出し
- 19 た者と契約しないことは差し支えない。
- 20 ただし、注文者が他の者と契約しようとするときに、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した
- 21 建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約
- 22 を締結することは禁止されていることに留意が必要である。

23 方針33.注文者側が相見積りを取る場合の選定について

- 24 注文者側が複数の相見積りを取る場合、特に労働者の賃金を原資とした価格競争が行われることのない
- 25 よう、受発注者ともに、法第19条の3や法20条第2項違反の取引とならないよう、留意して価格交渉
- 26 を行う必要がある。
- 28 先選定を行うことが期待されるほか、総価としてより安価な額の見積書を提出した者を選定する場合にお
- 29 いても、受注者から労務費を内訳明示した見積書の提出を求め、労務費が適正な水準で見積もられて
- 30 いるかを確認することや、契約書にコミットメント条項を盛り込むこと等により、受注者による下請業者・技
- 31 能者に対する適正な支払いを担保することが期待される。

1 方針34.注文者が生産性向上を提案する場合の取扱い

- 2 注文者が、受注者との価格交渉の中で、減額交渉と併せて生産性向上に向けた具体的な提案を行うこ 3 とは一概には否定されない。
- 4 この場合、基準に基づく新たなルールにおいて、
- 5 ・ 労務費は、労務単価×歩掛の計算式によって計算することとしているところ、あくまで歩掛部分の改 6 善に係る提案である必要があり、労務単価を公共工事設計労務単価水準未満とすることを求める 7 ことは原則として不適正である
- 8 ・ 労務費を内訳明示した見積書を提出した受注者に対し、無根拠に歩掛を切り下げる要求を行うこ 9 とは、法 20 条第 6 項に違反するおそれがある
- 10 ・ 無根拠かつ一方的に施工期間の短縮を求めることは、法第 19 条の 5 第 1 項に違反するおそれが 11 ある
- 12 ・ 注文者が提案する生産性向上に向けた取組の実施に必要な費用を受注者に一方的に負担させる 13 など、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と 14 認められる原価に満たない金額を請負代金の額とすることは、法第 19 条の3第1項に違反するお それがある
 - ・ 受注者が発注者の提案を履行したことによって損害が生じた場合に、求償される可能性がある
- 17 ・ その他、受注者が注文者の提案を履行した結果生じることが想定される事象に係る責任の帰属等 18 について、予め協議により取扱いを明確化しておくことが望ましい
- 19 ことに留意する必要がある。

16

20 方針35.注文者として、受注者の確認表の活用状況や安全衛生経費の積算方法を監督する必要は 21 あるか

- 27 注文者として、受注者の確認表の活用状況や安全衛生経費の積算方法を監督する必要はないが、引 28 き続き、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛 29 生対策項目の確認表」の活用や、安全衛生経費を内訳として明示した見積りを通じ、必要な安全衛生 30 経費が適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう取り組む必要がある。

1 発注者-元請(総合工事業者)間の見積り・契約における対応

2 〈発注者の視点〉

3 方針36.発注者は見積期間をどのように確保すべきか

- 4 建設業法第20条第4項においては、注文者は、契約を締結するまで又は入札を行うまでに、できる限り
- 5 具体的な内容を提示し、かつ、提示から契約の締結又は入札までに、建設業者が見積りをするために必
- 要な一定の期間を設けなければならないこととしており、その期間については、政令で、原則として、工事 1
- 7 件の予定価格が
- 8 500万円未満の工事については1日以上、
- 9 500 万円以上 5,000 万円に未満の工事については 10 日以上、
- 10 5,000 万円以上の工事については 15 日以上、
- 11 の見積期間を最低限確保する必要があるところ。
- 12 今回の改正において、見積りの重要性が高まるところであり、発注者としては、この最低限の期間にかかわ
- 13 らず、受注予定者に対し、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を
- 14 設け、見積落し等の問題が生じないよう検討する期間を確保し、受注予定者が請負代金の額の計算を
- 15 の他請負契約の締結に関する判断を行うことが可能となるよう配慮することが求められる。
- 17 踏まえ、特に十分な見積期間の確保に留意する必要がある。

18 方針37.現在発注者として使用している見積書の様式について、どのようなことに留意する必要がある

- 19 か。様式・用語定義等を統一しないといけないのか
- 20 契約締結段階において注文者が見積書の様式を指定することは差し支えない。
- 21 ただしこの際、受注者側による材料費等記載見積書の提出を妨げる様式を使用することや、受注者が指
- 22 定様式と別様式で提出した材料費等記載見積書を無視し、自己の取引上の地位を不当に利用して、
- 23 その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とす
- 24 る請負契約を締結することを強要することは禁止されていることに留意が必要(建設業法第 19 条の3
- 25 第1項)。

1 方針38.民間(個人)発注者として、労務費を値切ることは許されないのか。労務費等が内訳明示 2 されている場合/されていない場合でそれぞれ取扱いはどうなるのか

- 3 受注者から材料費等記載見積書が提出された場合、注文者には受注者が提出した材料費等記載見 4 積書の内容を考慮する努力義務があることに留意することが必要である(建設業法第20条第4項)。
- 5 ただし、発注者として、受注者が提出した見積書に記載された労務費等が、本基準の想定する適正な労 6 務費の水準より無根拠に著しく高く設定されている場合など、妥当でないと考えられる場合には、見積書
- 7 に記載された内容について、価格交渉を行うこと自体は禁止されるものではない。
- 8 なお、建設業者は、注文者が請求した場合は材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされ
- 9 ているところ(建設業法第 20 条第 4 項)、こういった制度等も活用することで、労務費、必要経費を
- 10 内訳明示した見積書を作成する商習慣の定着を促進していくことが期待される。

11 方針39.民間(個人)発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか

- 12 個人発注者を含む建設工事の注文者においては、発注する工事の内容及び注文者としての予算と、そ
- 13 れに対して建設業者が提出した材料費等記載見積書の内容との間に齟齬が生じた場合には、当該材
- 14 料費等記載見積書の内容を尊重して事業内容及び予算を決定していく必要がある。
- 15 この際、自己の取引上の地位を不当に利用し、建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に
- 16 満たない請負代金の額による請負契約を締結することや、材料費等記載見積書に対して通常必要と認
- 17 められる材料費等の額を著しく下回るような変更を求めることは禁止されていることに留意が必要である。
- 19 第 20 条第 4 項)、特に労務費を原資とした不適切な価格競争が行われないよう、サプライチェーン全体
- 20 で商習慣の定着を図っていくことが必要である。
- 21 〇 その上で、注文者側において、受注者側が提出した見積書が予算に合わないと判断した場合には、契約
- 22 しないこと自体は差し支えない。

方針40.予定価格の積算に先立って建設業者やメーカーに対して参考見積(設計見積)を徴取する

24 **際の取扱いについて**

- 26 業者又は建設工事の発注価格に関して知見のある者に対して参考見積(設計見積)を徴取すること
- 27 が望ましい。
- 28 この際行う見積りの依頼については、相手方に対する建設工事の注文を前提としない限りにおいて、建設
- 29 業法に基づく見積りには該当せず、注文者から請求する場合の労務費等を内訳明示した材料費等記載
- 30 見積書の提出義務(法第20条第4項)の対象外となるが、適正な予定価格の設定が建設工事にお
- 31 ける適正な労務費の確保にとって重要であることに鑑み、協力要請を受けた建設業者等においては、可
- 32 能な限り、注文者が要請する仕様にあった見積りを提出することが望ましい。

33

1 方針41. 材料費・建設副産物処理費等について、どのような額が通常必要と認められる額となるのか

- 3 達価格が、当該建設工事の施工のために「通常必要と認められる額」となり、その積算に当たっては、民
- 4 間調査(物価本)における各資材の市場価格が一指標となると考えられる。なお、注文者が自己の取
- 5 引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない額で請負契約を締結した場合は
- 6 建設業法違反となる。
- 7 また、建設副産物処理費について、建設業者は廃棄物と土砂等とに分別した後、それぞれ以下の法律に 8 従い処理(廃棄/再利用)を行う必要がある。
- 9 廃棄物:廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)
- 10 土砂等:資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)
- 11 〇 そのため、建設現場から発生する建設副産物を他工事や再資源化施設、処分場等に運搬するための経
- 12 費や、その処理に要する経費は、建設業者が義務的に負担しなければならない費用であり、これは建設
- 13 業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれる。

14 方針42. 材料費・建設副産物処理費等について、内訳明示された見積りを受け取った発注者としてど 15 のような価格交渉なら許され、どのような価格交渉が違法不当となり得るのか

- 16 〇 材料費等記載見積書の提出があった場合、建設工事の施工のために通常必要と認められる額を著しく
- 17 下回る変更を求めた場合には建設業法違反となり、国土交通大臣等による勧告の対象となる可能性が
- 18 ある(建設業法第20条第7項)。
- 20 れているにもかかわらずそれを尊重せずに一方的に削減した場合等において、それが取引上の地位を不当
- 21 に利用したものである場合は建設業法違反となるおそれがある。

22 方針43.発注者として、建退共掛金相当分を支払うべきことについて

- 23 〇 中小企業退職金共済法(昭和 34 年法律第 160 号)に基づく建設業退職金共済(建退共)制度
- 24 は、建設労働者の福祉の増進を図るとともに、建設労働者の雇用労働条件の改善を通じて建設業の健
- 25 全な発展を図るものである。
- 26 同制度は公共工事・民間工事を問わず、現場で働く建設労働者を雇用する場合に適用される制度であ
- 27 り、民間工事を含め、建退共制度加入事業者(共済契約者)等において建設技能者が働いた日数に
- 28 応じて掛金の納付等が適切に行われるよう、制度が適正に運用されることが必要である。
- 29 ご 建設業法第19条の3において、「通常必要と認められる原価」に満たない金額を請負代金の額とする請
- 30 負契約の締結の禁止が位置づけられているところ、建退共制度の掛金についても、工事の施工に直接従
- 31 事する建設労働者に係る必要経費であり、「通常必要と認められる原価」に含まれるものであるため、民
- 32 間工事を含め、発注者は材料費等記載見積書において見積書に内訳明示された建退共掛金の額等を
- 33 参考にしつつ、受注者と誠実かつ適正に価格交渉を行った上で、必要額が適正に確保された契約を締
- 34 結することが必要である。

1 方針44.発注者として独自に賃金調査を行った上で、労務費について公共工事設計労務単価より低 2 い水準で予定価格を積算して発注した場合、建設業法違反になるのか

- 3 発注者が予定価格(予算)を作成する場合において、労務費の積算に際し、独自に行った賃金調査を 4 元にする等の独自の方式を採用することは、直ちに建設業法違反となる訳ではないが、労務費の積算に
- 5 ついては本基準を踏まえた適正な労務費が請負契約において確保されるような方法で行うことが望ましい。
- 6 また、この際、受注しようとする建設業者から設計労務単価水準の材料費等記載見積書が提出されたに
- 7 もかかわらず、発注者の予算の水準に合わせるよう、当該建設業者に対して見積変更依頼をした場合に
- 8 は、建設業法違反となる可能性がある。更に、総価での原価割れ契約に該当することとなる場合について
- 9 も同様である。

10 方針45.民間発注者として、見積書はどの程度の期間、どの媒体で保存する必要があるか

- 11 ② 建設業者に対しては、材料費等記載見積書と、それに関する契約締結前に作成した打合せ記録につい
- 12 て、10年間保存する義務が課せられているところ(建設業法 第40条の3、建設業法施行規則第
- 13 26条第5項第4号、第5号)、発注者については、公共・民間問わず、特段保存に係る定めは課すこ
- 14 ととされていない。
- 15 一方で、受注側から許可行政庁等に対して「発注者から労務費等について必要額を著しく下回るような
- 16 見積り変更依頼を受けた」等の訴えがあった場合、発注者にも事情聴取等を行うこととなることから、発注
- 17 者として価格交渉に係る事実関係を説明する手段として、材料費等記載見積書を受け取った場合には、
- 18 当該見積書や打合せ記録について適切に保存することが推奨される。
- 19 〇 なお、保存方法については、契約当事者の書類管理の負担軽減や、建設 G メン・許可行政庁による円
- 20 滑な確認の観点からも、電磁的方法によることが望ましい。

21 方針46.DB(デザインビルド)方式その他設計業務と工事施工が一体的に発注される方式による契 22 約における、設計段階での見積りにおける労務費の内訳明示に係る考え方について

- 25 一方、労務費の内訳明示をするために必要となる設計の精度が十分でない場合の概算での積算など、
- 26 受注者として適正な労務費確保に直結しないと判断される段階においてまで全て労務費を内訳明示しな
- 27 ければならないものではない。
- 28 〇 設計業務と工事施工が一体的に発注される方式による契約の下、設計業務に該当する段階(調査・
- 29 計画、概略設計、予備設計)において作成される積算は、設計を確定させるための参考値として参照さ
- 30 れる意味合いが大きいと考えられることから、いわゆる詳細設計が確定した段階(契約締結の前提となる
- 31 段階)以降の見積りについて、労務費の内訳明示に努めることが妥当であると考えられる。

1 〈元請(総合工事業者)の視点〉

- 2 方針47.発注者との契約段階において一次下請が材料費等記載見積書を作成しない、又は二次以
- 3 下の下請から見積りを徴収せずに材料費等記載見積書を提出してきた場合、元請としてどのよう
- 4 に対応する必要があるのか
- 5 今回の改正法の趣旨を踏まえ、技能者を雇用している下請業者や、一人親方が適正な賃金原資(労
- 6 務費)を確保し、建設技能者の賃上げに繋げていくためには、これらの下請業者等から必要な労務費等
- 7 を内訳明示した見積書が提出されることが望ましい。
- 8 この点、受注者側から必要な労務費、必要経費を確保するという商習慣をサプライチェーン全体で作り上
- 9 げていくためにも、法第 20 条第 4 項において、建設業者は、建設工事の注文者から請求があったときは、
- 10 請負契約が成立するまでに、当該材料費等記載見積書を交付しなければならないこととされていることも
- 11 踏まえ、元請としては、一次下請に対して労務費等の内訳明示した材料費等記載見積書の提出を求め
- 12 ることや、当該下請負人が二次以下の下請に再下請負契約をする際に、労務費等の内訳明示を求める
- 13 ことを働きかけることが期待される。
- 14 方針48.発注者から、下請から見積りを取るために必要な見積期間が確保されない場合はどうすれば
- 15 良いか
- 16 注文者は、受注者が見積りをするために、最低限政令で定める必要な期間を設けなければならないとされ
- 17 ている(建設業法第20条第3項)。
- 18 まず、受発注者間の協議により、必要な見積期間を確保することが望まれる。
- 19 〇 その上で下請から見積りを取るために必要な見積期間を確保できない場合や、長期にわたる工事など下
- 20 請から見積りを取ることが難しい事情があれば、元請として、下請に見積りを取らずに発注者に対して見積
- 21 書を提出することも差し支えない。
- 22 この場合において、元請として下請に対し、下請の責によらず最終的に受発注者間の見積りで確保してい
- 23 る額以上の支払いが必要になった場合、受発注者間での請負代金額にかかわらず、適正に下請に対す
- 24 る支払いを行う必要がある。
- 25 方針49.民間工事の場合、労務費は受発注者間で設計が固まるまでの間に、設計着手前の段階か
- 26 ら、設計の進捗に応じて、複数回見積り(予算)についてやりとりしながら設計・仕様が決まって
- 27 いくが、全ての段階において労務費を内訳明示しないといけないのか
- 28 (方針44参照)

1 方針50.元請等の注文者が価格指定して下請と契約する場合において、労務費、必要経費について

2 どのように計算すれば良いか

- 9 先から元請負人の想定する金額以上を請求されたとしても、元請負人は自らの負担において発注者と誠
- 10 実かつ適正に価格交渉を行った上で、適正金額を再下請負先に支払うことを原則とする。

11 方針51.元請(総合工事業者)が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしな

- 12 ければならないのか。その場合、労務費は請負契約全体に係る部分のみ示せば良いか、各工程・
- 13 工種に分けて明示しなければならないのか
- 14 建設業法第 20 条第 1 項においては、建設業者は請負契約の締結に際して「材料費等記載見積書」を 15 作成するよう努めなければならない旨が規定されているところ、総合工事業者が発注者に提出する見積
- 16 書についても労務費等の必要経費を内訳明示に努める必要がある。
- 17 この場合において、請負代金総価の内訳としての労務費が内訳明示されていれば足りるが、発注者との
- 18 価格交渉において、必要な労務費を確保する観点から、各工種・工程ごとに内訳明示をすることも差し
- 19 支えない。

20 方針52. 労務費を示す際に労務単価と歩掛についても示さなければならなくなると、見積書が大部に 21 なってしまい、現実的ではないのではないか

- 22 元請(総合工事業者)として労務費等を内訳明示するに当たっては、請負代金総価の内訳としての労
- 23 務費が内訳明示されていれば足りるが、発注者との価格交渉において、必要な労務費を確保する観点か
- 24 ら、元請において必要となる事務量等を勘案の上、可能な限り、各工種・工程の明細ごとに「公共工事
- 25 設計労務単価×・・・歩掛」による明示をすることが望ましい。
- 26 なお、本基準においては、請負契約において通常必要と認められる労務費として、作業に対応する職種の
- 27 公共工事設計労務単価に、当該工事の施工条件・作業内容等に応じた歩掛及び施工数量を乗じて
- 28 計算された額を位置づけており、発注者に提出する見積書において工程ごとに明示しない場合であっても、
- 29 見積額の妥当性について事後に許可行政庁等に説明できるようにしておくことが必要である。

1 方針53.特に注文住宅等の個人発注者に対して、労務費や労務単価・歩掛の内訳明示をする必要

2 **があるのか**

- 3 改正法に基づく労務費、必要経費の内訳明示は、受注側から適正な労務費等を確保できるようにすることが目的である。この点、受発注者間での価格交渉において、労務費等を内訳明示して確保する必要が
- 5 ある場合には、個人発注者相手であっても労務費等を内訳明示することが望ましい。
- 6 また、例えば歩掛情報が受注者として秘匿性の高い情報である場合等、歩掛の明示が困難な場合にお
- 7 いては、適正な水準の労務費総額を建設業法第 20 条に基づく労務費の内訳明示として見積りで明記
- 8 するという手法が考えられるが、この場合においても、元請は許可行政庁に対して当該労務費が適正な水
- 9 準であることを説明できることが必要であり、根拠なく効率の良い歩掛を用いることで「著しく低い労務費で
- 10 の見積り」を行った場合は建設業法違反となるおそれがある。

11 方針54. 労災保険料は法定福利費として見積りを立てて良いのか。これまで健康・年金・雇用保険に

12 限って取り組みを進めてきたことの関係性はどうか

- 13 〇 建設業法第 20 条により見積書への内訳明示が求められる「法定福利費」とは、建設業者が、使用する
- 14 現場の技能労働者を各種の社会保険に加入させるための経費であり、健康保険料、介護保険料、厚
- 15 生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料が含まれる。
- 16 これまでの社会保険未加入対策における取組においては、下請の建設業者においても加入・負担する必
- 17 要があり、特に建設業者による加入が遅れていた「健康保険、厚生年金保険、雇用保険」への加入促進
- 18 を目的として、これらの3保険の保険料を主たる対象として、法定福利費の確保に向けた取組を進めてき
- 19 たところである。
- 20 一方で、元請負人として適切に労災保険に加入する必要性については、従前から変わりがあるものではな
- 21 く、元請の建設業者が発注者に見積書を提出する際においては、元請負人として負担することとなる労災
- 22 保険の保険料についても含めた額で法定福利費を計算し、見積書を作成することが必要である。

方針55.元請として、下請の現場労働者の法定福利費をどのように見積もれば良いか

- 27 を推奨しているところ、見積段階で各保険の事業主負担の発生しない現場作業員を把握することは実務
- 28 上難しいと考えられるため、法定福利費については積算された労務費を元に算出することが有効と考えら
- 29 れる。

- 30 なお、労務費と同様に、再下請負先の責に帰さない理由により再下請負先から想定以上の法定福利費
- 31 を請求されたとしても、元請負人は自らの負担において適正金額を再下請負先に支払うことを原則とする。

1 方針56.これまでの安全衛生経費確保の取り組みは元下関係中心であったところ、元請けとして発注 2 者に対し、安全衛生経費をどのように見積もれば良いか

- 3 安全衛生経費についても、建設業法第 20 条により見積書への内訳明示が求められることとなるが、労務 4 費同様に元請が発注者に見積書を提出する場合も対象となる。
- 5 これまで、元下間、下下間の契約を対象として、必要な安全衛生対策の内容を確認し、その分担(対 6 策の実施、費用負担)を共有するべく、「安全衛生対策項目の確認表」や「安全衛生経費を内訳明示 7 した見積書」の作成・普及に向けた取組を推進してきた。
- 8 この「確認表」に基づく安全対策については、注文者・受注者のどちらが安全衛生対策を実施し、費用負担するかを明確にした上で、適切な見積につなげる役割のものであるが、発注者・元請間の場合、基本的には、安全衛生対策を発注者自身で行うことは想定し難いため、元請負人において、個別工事現場において必要となる全ての対策項目を講ずるための費用を確保することが有効と考えられる。

1 コミットメント制度における取扱い

2 方針57.コミットメント制度の創設趣旨について

- 3 本基準の実効性確保策として、受注者による再下請負先に対する適正な労務費の支払及び技能者に
- 4 対する適正な賃金の支払を確保するため、労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合
- 5 意に関する条項(以下総称して「コミットメント」という。)を建設工事標準請負契約約款に導入すること
- 6 により、個々の取引について契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認で
- 7 きる仕組みとして設けたものである(別紙 04 参照)。

8 方針58.コミットメント制度のメリットについて

- 9 コミットメント制度の活用により、以下のメリットが生じるものと考えられる。
- 10 ① 注文者は、関係者への説明責任やコンプライアンスの観点から、自社が支払った労務費が原資となって、受注者が下請事業者や技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っていることについて確認することが可能となる。
- 2 受注者は、自社が下請企業や雇用する技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っている企業 であることについて、他の発注者や専門工事企業に対してPRすることができる。

15 方針59. <別紙 04 第1項>「適正な労務費」とはなにか。「適正な労務費」であることについて、契約当 16 事者はどのように確認するのか。

- 17 本基準において、適正な水準の労務費とは、「適切な職種の公共工事設計労務単価(円/人日(8 18 時間))」に「施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛(人日/単位施工量)」を乗じて算出され
- 19 る「単位施工量当たりの労務費」に、「必要な数量(施工量)」を乗じて得られる値に相当する額とされ
- 20 ている。
- 21 契約に至る前のプロセスにおいて、建設業法第20条及び本基準に定めるところに基づき、建設業者は適
- 22 正な水準の労務費等について内訳明示した材料費等記載見積書を作成・交付し、注文者はこれを考
- 23 慮・尊重するよう努めることとされている。また、同条第4項により、建設業者は注文者から請求があったと
- 24 きはこれを交付しなければならないこととされている。
- 25 契約が締結された後においては、公共工事標準請負契約約款第3条等に基づき、受注者が作成し注
- 26 文者に提出する請負代金内訳書において、上記の見積書に記載された額に対応する労務費を内訳明
- 27 示することとなる。
- 28 〇 したがって、例えば、契約当事者間において、この請負代金内訳書に記載された労務費の額について、本
- 29 基準に基づき行った最終見積書の段階から大きく減額されていないかなど確認するという方法が考えられ
- 30 る。
- 31 〇 また、公共工事の場合は、労務費を内訳明示した「入札金額内訳書」の提出が義務となるが、改正入
- 32 契法の趣旨を踏まえ、請負代金内訳書に明示された労務費が、入札金額内訳書に明示された労務費
- 33 から大きく減額されていないかなど確認を行うことが望ましい。
- 34 ※ 仮に、最終見積りの段階や入札金額内訳書に明示された額から大きく相違している場合には、本基
- 35 準に照らして適正な労務費となっていることについて、受注者から説明を受けることが望ましい。

1 方針60. <別紙 04 第3項①第一号> 「技能者」の範囲について

2 ○ 本運用方針①(基準に関する基本的な考え方・取扱い)「方針 6」と同様である。

3 方針61. <別紙 04 第3項①第一号>「適正な賃金」について

- 4 建設業法第25条の27第2項では、「建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力に
- 5 ついての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を
- 6 効果的に実施するよう努めなければならない」とされているところ、「適正な賃金」とは、雇用する技能者の
- 7 有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づき支払われるものである。
- 8 本基準においては、公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費・
- 9 賃金の支払いを確保することにより他産業並み以上の水準での技能者の処遇改善を実現し、実勢賃金
- 10 の上昇が公共工事設計労務単価を更に上昇させる好循環を生み出して、建設業を中長期的に持続可
- 11 能なものとすることを目指すこととしているところ、国土交通省において公表している CCUS レベル別年収
- 12 は、技能者に支払うことを目指すべき賃金としての位置づけで公共工事設計労務単価から技能者の経
- 13 験年数・保有資格等を踏まえて算出されており、これを日額換算した額の加重平均が公共工事設計労
- 14 務単価となる関係を有する。
- 16 一つの目安になると考えている。

17 方針62. <別紙 04 第 4 項> 書面の提出を求める方法等について

- 19 めを置いていないが、過度な負担とならないよう、契約当事者の合意の下、合理的な方法や範囲におい
- 20 て行われることが望ましい。
- 21 また、労務費や賃金の支払いの時期については、労務費については工事目的物の引き渡しの時期に支
- 22 払われる場合や出来高に応じて一定の期間ごとに支払われる場合などが想定され、また、賃金については
- 23 月給制や日給制などによって異なることなど、当該工事の契約内容や事業者における賃金制度によって
- 24 異なることが想定される。したがって、各種書面の提出を求めるに当たっては、こうした事情も十分に配慮し
- 25 て、受注者にとって過度な負担とならないよう、契約当事者において適切に協議されることが望ましい。

26 方針63. <別紙 04 第 4 項①柱書>「理由」を付すことについて。どのような「理由」が想定されるか。

- 28 を求めることが適切である。
- 30 ョン等との調整・説明、住民や議会への説明のために提出を求めることなどが想定される。

1 方針64. <別紙 04 第4項②第一号>「関する書面」について

- 2 コミットメント制度の趣旨は、個々の技能者に対する賃金水準の是非を個別に確認するものではなく、発
- 3 注者から支払われた労務費を原資として、受注者がその雇用する技能者に対して適正な賃金を支払うこ
- 4 とについて約束するということであることから、雇用する技能者に適正な賃金を支払ったことを宣言した書面
- 5 である「誓約書」の提出により、「関する書面」の提出がなされたこととする。
- 6 公 なお、労務費の基準の実効性確保策として、「処遇優良事業者証の活用」が検討されており、将来的に
- 7 はこうした書類の活用についても検討する。
- 8 ※ 賃金の支払いに関する書類として、例えば「賃金台帳」が存在するが、個人情報であることから、これ
- 9 の提出を強いることは適切ではない。

10 方針65. <別紙 04 第4項 ②第二号>「関する書面」について

- 11 下請事業者との「契約書の写し」の該当部分が想定される。
- 12 なお、契約書には請負代金額の総額のみが記載されていることが想定されるが、この場合は、建設工事
- 13 標準下請契約約款第2条に基づき作成することとなっている労務費を内訳明示した請負代金内訳書を
- 14 提出することも想定される。

15 方針66. <別紙 04 第4項③第三号>「関する書面」について

- 16 下請事業者との「契約書の写し」の該当部分が想定される。
- 17 〇 なお、発注者と元請事業者との間で本号に基づき提出が求められる書面(契約上提出しなければならな
- 18 い書面)については、元請事業者と一次下請事業者との間の下請契約に関する契約書の写しであり、
- 19 一次下請事業者と二次下請事業者との間の下請契約に関する契約書の写しではないことに留意する必
- 20 要がある。
- 21 ※ (A) を選択した場合はコミットメント制度が導入されたもの

22 方針67.コミットメント制度の活用について

- 23 制度の趣旨やメリットをまとめたリーフレットの作成・配布や コミットメント制度の解説を含む各種説明会の
- 24 開催などにより、制度の周知・普及を図っていく。その際は、中小事業者や一人親方等にも制度趣旨等が
- 25 伝わるよう、内容等の工夫を行う。
- 26 国の直轄工事において、コミットメント制度を導入したモデル工事を実施し、活用事例を蓄積するとともに、
- 27 地方公共団体や民間発注者への横展開を図っていく。

1 方針68.「選択的条項」とすることについて

- 2 コミットメント制度は、労務費や賃金の支払いの実効性確保の取組として重要な仕組みであるが、他分
- 3 野においても例の見られない画期的な取組であることから、まずは契約当事者間が任意で導入できる選
- 4 択的条項として規定したもの。
- 5 多くの請負契約において導入されるよう、活用促進に取り組んでいく。

6 方針69.条文(A)と条文(B)を選択して使用することについて

- 7 分務費の確保と行き渡りを担保するためには、発注者と受注者との間でコミットメントが導入された場合に
- 8 は、各契約段階においても同様のコミットメント制度が導入されることによって、末端の事業者や技能者ま
- 9 で行き渡りの確保が図られることとなる。
- 10 したがって、条文(A)においては、発注者と元請事業者との契約において、元請事業者と一次下請事
- 11 業者との間の元下契約の中において当該一次下請事業者が二次下請事業者との間でコミットメント条項
- 12 を導入することを約する内容を含むことを規定することで、各段階においてコミットメント条項が導入されるよ
- 13 うに措置している。
- 14 一方、発注者と元請事業者との契約段階において、一次下請事業者と二次下請事業者との間において
- 15 コミットメント条項を導入することについてあらかじめ約することが困難な事情がある場合においても、各段階
- 16 において契約当事者間が個別に約することによって、雇用する技能者に対する賃金の支払いや下請事業
- 17 者への労務費の支払いについてのコミットメントの導入を可能とすることが重要である。
- 18 このため、元請事業者と一次下請事業者との下請契約において二次下請事業者とのコミットメントの導入
- 19 を約するパターンを基本としつつ(条文(A))、発注者と元請事業者、元請事業者と一次下請事業
- 20 者など、各契約段階において個別にコミットメントを導入するパターンについても選択できるように規定(条
- 21 文 (B)) している。

22 方針70.コミットメントに違反した場合について

- 23 コミットメント制度の趣旨は、発注者から支払われた労務費を原資として、受注者がその雇用する技能者
- 24 に対して適正な賃金を支払うことや再下請先の事業者に対して適正な労務費を支払うことについて約束
- 25 するという責務的な規定であることに鑑み、標準請負契約約款においては、コミットメントに違反した場合
- 26 における契約解除等のペナルティの規定は設けていない。
- 27 したがって、コミットメントに違反した場合、直ちに注文者側に解除権や損害賠償請求権が生じるものでは
- 28 ないが、契約上の債務不履行には該当することから、契約解除等の一事由となり得る。
- 29 〇 なお、請負契約にコミットメント条項を盛り込んでいるにもかかわらず、契約当事者がその履行を行っていな
- 30 いことが確認された場合には、建設Gメン等による請負契約適正化の取組において、契約に基づき誠実
- 31 にコミットメントを履行することについて指導助言を行う対象となり得る。

方針71.注文者が直接契約する受注者以外の事業者(一次下請事業者等)について、コミットメン トに基づく情報開示の状況を把握しようとする場合、どのような対応が考えられるか。 ○ 例えば、発注者が、一次下請事業者の賃金・労務費の支払い状況について把握を行うため、元請事業 者に対して、一次下請事業者から提出を受けた賃金の支払を証する書面の提出を求めることが想定され る。 ○ この場合において、コミットメントは直接契約を締結した当事者間のみを拘束するものであることから、契約 上、発注者からの当該求めに対して元請事業者側に応じる義務はなく、あくまで元請事業者の任意によ るものであることに留意する必要がある。 ○ また、各契約段階においてコミットメントが導入されている場合において、各段階における注文者が受注者 から支払いを証する書面の提出を受け、最上位の元請事業者がこれらを集約して発注者に提出すること も想定されるが、この場合においても、元請事業者による集約及び発注者との契約関係がない事業者と の間における書面の提出はあくまで任意によるものであることに留意する必要がある。 別紙 別紙01. 専門工事業者向け見積書「様式例」(詳細版) 別紙02. 専門工事業者向け見積書「様式例」(簡易版) 別紙03. 専門工事業者向け「書き方ガイド」 別紙04. 改正標準請負契約約款における「コミットメント条項」(案)

	見積番号									
	御中	見	積 書	:		令和	年	月	E	
会社名		所属部門/担当								
住所:			,		F	AX:	-	-		
工事名										
工事場所										
見積有効期限			令和	年	月	日ま	で			
支払条件										
工期自			令和	年	月	日				
至			令和	年	月	日				
受渡場所										
その他										
【 A】見積金額合計 (税抜)		¥26	,337,93	33 -	消費税額		¥2,	633,793	3 -	
【A'】見積金額合計(税込)		¥28,	,971,7	26 -	税率			10%	6	
見積書合計金額(税抜)(A)の	内訳	※自由記載欄								
大領書口引並領(枕扱)(A)の内釟 ※日田部 内訳					金額(税 抜)				
※見積金額合計(税抜)(A)			¥26,337,933 -							
うちXX作業							¥9,230	,711 -		
55YY作業				¥7,595,111 -						
うち ZZ作 業				¥6,232,111 -						
うち〇〇資材							¥2,820	,000 -		
うち△△費							¥360	,000 -		
うち××費							¥100	,000 -	_	

あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている労務費等の経費を、別紙に記載いたします。

別紙

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金額 (税抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主 負担分)等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費 (事業主負担分)	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づ、労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

上記 5 つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

以上のとおり、お見積り申し上げます。

見積書合計金額(税抜) (A)の内訳明細書

名称	仕様	項目	職種·費目	数量	歩掛(人·日/数量)	歩掛(数量/人·日)	単位	単価(円)	金額 (円)	備考
		1			1					※歩掛について特記事項がある場合などに記
XX作業	例)XX工程			940			m2	9,820	9,230,711	
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
			桟木	1.00			m2	1,200	1,200	
			P3)	1.00			m2	500	500	
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人·日/m2	31,700	4,190	
						7.6m2/人	m2/人·日			
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人·日/m2	26,800	1,390	
						19.3m2/人	m2/人·日			
		△△費								
Y作業	例)XX工程			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
			BBB	1.00			m2	700	700	
			ccc	1.00			m2	800	800	
		労務費	aa⊥	0.13217	0.13217		人·日/m2	31,700	4,190	
						7.6m2/人	m2/人·日			
		労務費	ab⊥	0.05187	0.05187		人·日/m2	26,800	1,390	
						19.3m2/人	m2/人·日			
		△△費								
ZZ作業	例)XX工程			940			m2	6,630	6,232,111	
		材料費	DDD	1.00			m2	450	450	
			EEE	1.00			m2	400	400	
			FFF	1.00			m2	200	200	
		労務費	ba⊥	0.13217	0.13217		人·日/m2	31,700	4,190	
						7.6m2/人	m2/人·日			
		労務費	bb⊥	0.05187	0.05187		人·日/m2	26,800	1,390	
						19.3m2/人	m2/人·日			
〇〇資材		材料費		940.00			m2	3,000	2,820,000	
△△費 (例:建設副産物処理費)	建設発生土	運搬費	ННН	20.00			台	3,000	60,000	
	建設発生土	処分費	ннн	100.00			mi	3,000	300,000	
法定福利費									2,575,874	
建退共掛金									166,080	
××費									100,000	
		1							,	

合計: 29,079,886

※労務費は、法定福利費(雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金)のうち、被保険者負担分を含みます ※労務費の計算根拠となる「単価」とは、人・日(所定労働時間内8時間)当たりの単価です

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている労務費等の経費の明細書 材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種·費目	数量	歩掛(人·日/数量)	歩掛(数量/人·日)	単位	単価(円)	金額(円)	備考
										※歩掛について特記事項がある場合などに記入
XX作業	例)XX工程			940			m2	9,820	9,230,711	
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	桟木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	PEV	1.00			m2	500	500	
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人·日/m2	31,700	4,190	
						7.6	m2/人·日			
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人·日/m2	26,800	1,390	
						19.3	m2/人·日			
YY作業	例)XX工程			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料費	BBB	1.00			m2	700	700	
		材料費	CCC	1.00			m2	800	800	
		労務費	aa⊥	0.13217	0.13217		人·日/m2	31,700	4,190	
						7.6	m2/人·日			
		労務費	ab⊥	0.05187	0.05187		人·日/m2	26,800	1,390	
						19.3	m2/人·日			
ZZ作業	例)XX工程			940			m2	6,630	6,232,111	
		材料費	DDD	1.00			m2	450	450	
		材料費	EEE	1.00			m2	400	400	
		材料費	FFF	1.00			m2	200	200	
		労務費	ba⊥	0.13217	0.13217		人·日/m2	31,700	4,190	
						7.6	m2/人·日			
		労務費	bb⊥	0.05187	0.05187		人·日/m2	26,800	1,390	
						19.3	m2/人·日			
〇〇資材		材料費		940.00			m2	3,000	2,820,000	

材料費 (合計) : 10,142,600 労務費 (合計) : 15,735,332

%労務費は、法定福利費(雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金)のうち、被保険者負担分を含みます ※労務費の計算根拠となる「単価」とは、人・日(所定労働時間内8時間)当たりの単価です

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することされている経費の明細書

法定福利費の明細書

法定福利費 (現場労働者に関する雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険及び子ども・子育て拠出金に係る法定の事業主負担額)

	労務費	料率
名称	円	%
雇用保険料		1.10%
健康保険料		4.96%
介護保険料	15,735,332	0.80%
厚生年金保険料		9.15%
子ども・子育て拠出金		0.36%

金額
円(税抜)
173,089
780,472
125,883
1,439,783
56,647

合計 2,575,874

建退共掛金 (建設業退職金共済制度の掛金)

単価	充当日数
円/日	人·日
320	519

_____ 元請等が証紙等購入

	金額
円	(税抜)
	166,080

合計 166,080

○○工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

thir xiii		子10077 0天:	クタエ科エメリ 対策の実施分担 ^{果職舎です}					
整理 区分		対策項目	対策の		る者(費 注文者	用負担) 下請		
安理全	工事現場管理			. 1019		. pers		
体衛制生	リスクアセス 基づくリスク	スメントの実施及びその結果に ウ低減措置の実施						
	固定式足場(の組立と解体						
	固定式足場場	以外の作業床の組立と解体						
	作業構台・月	吊り構台の組立と解体						
	昇降設備の記	役置と撤去						
	土留め支保コ	エの組立と解体						
労働	保護具の着月	Ħ						
防者止の	墜落等による	る危険の防止						
す危険		手摺、幅木等						
た又		開口部養生						
め健		落下防護ネット・小幅ネット						
措康置障	ロープ高所付	作業における危険の防止						
害を	飛来崩壊災害による危険の防止							
_	揚重用吊具							
	警報設備							
	避難用設備							
	火災防止							
	危険物の対処(立入禁止措置)							
	調査の実施							
	安全点検の写	実施						
	機械等の危険	寅防止						
有機	監視連絡等	こ要する対策						
有核並	倉庫、材料係	呆管等						
にび	粉じん障害院	方止						
に関する	石綿障害予防	方 方						
規型	電離放射線區	章害防止						
制な	特定化学物質	質障害予防						
	鉛中毒予防							
	有機溶剤中毒	毒予防						
	酸素欠乏症等	等防止						
に労	安全衛生教育							
当働		作業内容変更時の教育						
置っの て就		新規入場者教育						
の業		送り出し教育						

整理	対策項目			見積書で多 る者 (費	(用計上) 用負担)
区分		注文者	下請	注文者	下請
	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
健康	測定環境の設定				
職の	作業環境の構築				
場保 環持	換気設備				
境増 の進	空調設備、空気清浄設備				
形の成た	照明器具				
のめたの	電気設備				
め措	給排水設備				
の置	休憩室、仮眠設備				
世徳	職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)				
な	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
その他	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
TEL	公衆災害に要する対策 (仮囲い等)				
追加項	目(当該工事で確認が必要な項目)	注文者	下請	注文者	下翻

【下請が実施する対策項目】	【下請が実施する対策項目】
安全衛生管理体制	健康診断
○安全衛生に向けた人員配置	○健康診断
○委員会の設置	· 一般定期健康診断
○安全衛生管理体制	• 特定業務健康診断
○労働安全衛生マネジメントシステム(OHSMS)	・メンタルヘルス対策
労働者の就業に当たっての措置	追加項目
〇安全衛生教育	0
・雇入れ時教育	0
・職長・安全衛生責任者教育	0
・安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等の能力向上教育	0
• 健康教育等	0
・メンタルヘルスケアを推進するための教育研修	0
〇作業従事者への技能講習、特別教育	
○作業主任者への技能講習	【注文者が実施する対策項目】
〇リスクアセスメント(作業手順書等)	安全衛生管理体制
○危険有害業務従事者への教育	〇安全一般に関する事項
〇作業従事者、作業主任者が必要な免許	追加項目
	0
	0

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

安全衛生経費の明細書

安全衛生経費 (労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費)

①個別積み上げ計上分

						金額
	名称	数量	単位	単価		円(税抜)
例	防塵マスク	5	枚	3,000		15,000
					_	
					-	
					_	
					-	
					-	
					-	_
					-	
					_	
					_	
					_	
						.=
				,	八計	15,000

②経費率計上分

名称	個別工事の見積金額の労務費※	安全衛生経費率	
安全衛生経費(経費率計上分)	15,735,332	9.00%	
		,	1\=+

	金額
	円(税抜)
	1,416,180
†	1,416,180

※①のみ、②のみ又は①+②の合計いずれかとなります

※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります

※値引き前かつ法定福利費加算前の数値です

合計 1,431,180

					見積番号	
	見	積	書		A TD	
	御中				令和 年	月
会社名		i				
住所:	TEL	:		F <i>F</i>	AX:	
	 税抜)		-	消費税額		-
A'】見積金額合計	(税込)			税率		10%
[事名						
[事場所						
見積有効期限		令和	年	月	日 まで	
5 払 条 件						
に期 自		令和	年	月	В	
至		令和	年	月	日	
受渡場所						
	1 項等により、見積書において特に内	M (-23/2)				
					 税 抜)	
材料費	経 費			金額(税抜)	
	備考) ※歩掛について特記事項がある場合などに記え				税 抜)	-
労務費 ※現場の技能福利費(事動	備考) ※歩掛について特記事項がある場合などに記え 能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定 業主負担分)等は含まれない				税 抜)	-
労務費 ※現場の技能福利費(事動	備考) ※歩掛について特記事項がある場合などに記え				税 抜)	- - -
労務費※現場の技績福利費(事態法定福利費建退共掛金※建退共掛金	備考) ※歩掛について特記事項がある場合などに記え 能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定 業主負担分)等は含まれない				税 抜)	- - - -
労務費 ※現場の技績福利費(事態 法定福利費 建退共掛金 ※建退共掛金 等等が証紙等 安全衛生経費	備考) ※歩掛について特記事項がある場合などに記え 能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定 業主負担分)等は含まれない (事業主負担分) 金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元 等交付事務を受託していない場合のみ計上する	Ē			税 抜)	- - - -
 労務費 ※現場の技績福利費(事態 法定福利費 建退共掛金 ※建退共掛金 等が証紙等 安全衛生経費 ※労働安全総計上する ※ 見桶金額合計には建退共掛金・安全 	備考) ※歩掛について特記事項がある場合などに記え 能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定 業主負担分)等は含まれない (事業主負担分) 会は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元 存交付事務を受託していない場合のみ計上する 動料を受託していない場合のみ計上する ない。 「基本の関係を受託していない場合ののでは、必要な経費が、 は、記載外の費用(諸経費等)も含まれます。また、安全衛生経費は ののでは、記載外の費用(諸経費等)も含まれます。また、安全衛生経費は ののでは、記載外の費用(諸経費等)も含まれます。また、安全衛生経費は		重複することがあります。	金額 (デ	(A) と、材料費、労務費、法	
学務費 ※現場の技能福利費(事態 法定福利費 建退共掛金 ※建退共掛金 ※建退共掛・請等が証紙等 安全衛生経費 ※労働安全総計上する ※見積金額合計には、建退共掛金・安全	備考) ※歩掛について特記事項がある場合などに記えた労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定業主負担分)等は含まれない (事業主負担分) 会は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、テ 等交付事務を受託していない場合のみ計上する 質 衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費な は、記載外の費用(諸経費等)も含まれます。また、安全衛生経費は	をを 類を著しく「 項、第6耳	重複することがあります。 下回るように見積 頁において禁止さ	金額(注	(A) と、材料質、労務費、浸	
学務費 ※現場の技能福利費(事態 法定福利費 建退共掛金 ※建退共掛金 ※建退共出金 ※列働安全総計上する ※見積金額合計には建退共開金・安全 上記5つの経費に回ることとなるようまた、注文者にはまた、上記の「労済下記に記載する「	備考) ※歩掛について特記事項がある場合などに記え 影労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定 業主負担分)等は含まれない (事業主負担分) 会は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、 存存交付事務を受託していない場合のみ計上する 動生法等に基づ、労働災害防止対策に必要な経費を は、記載外の費用(諸経費等)も含まれます。また、安全衛生経費は が衛生経費の合計は一致しません。 の額について、受注者が通常必要と認められる。 に変更依頼することは、建設業法第20条第2	をを 類を著しく、第6項、第6項、第6項、第6項)	重複することがあります。: 下回るように見積 頁において禁止さ 慮する努力義務	このため、見稿書金額合計 情もること及び注文: されています。 合が課されています。 分が課されています。	(A) と、材料費、労務費、対 者が通常必要と認め。 ・ (伴う必要経費」を含	かられる額を著しく下 <u>************************************</u>
学務費 ※現場の技能福利費(事業法定福利費 建退共掛金 ※建退共掛金 ※建場等が証紙等 安全衛生経費 ※労働安全総計上する ※見積金額合計には建選以対針金・安全 上記5つの経費に回ることとなるようまた、注文者にはまた、上記の「労済下記に記載する「なり得ることに留意	備考) ※歩掛について特記事項がある場合などに記え 影働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定 業主負担分)等は含まれない (事業主負担分) 会は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元等 交付事務を受託していない場合のみ計上する 動性法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費で は、記載外の費用(諸経費等)も含まれます。また、安全衛生経費は 衛生経費の合計は一致しません。 の額について、受注者が通常必要と認められる。 に変更依頼することは、建設業法第20条第2 、建設業法第20条第4項により、本見積書の の額は、現場の技能労働者の賃金の原資には 建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、	をを 類を著しく、第6項、第6項、第6項、第6項)	重複することがあります。: 下回るように見積 頁において禁止さ 慮する努力義務	このため、見稿書金額合計 情もること及び注文: されています。 合が課されています。 分が課されています。	(A) と、材料費、労務費、対 者が通常必要と認め。 ・ (伴う必要経費」を含	かられる額を著しく下 <u>************************************</u>

【専門工事業者向け】建設工事の見積書様式例

徹底 書き方ガイド

技能者(職人)の処遇を改善し、建設業を持続可能なものとしていくためには、技能者を 雇用する建設業者において、労務費をはじめとした必要な経費を、請負契約の中でしっかり確 保できるようにすることが重要です。

「【専門工事業者向け】建設工事の見積書様式例」は、建設工事の請負契約に際して労務費・必要経費等を内訳明示した見積書を取り交わし、その内容が尊重される商慣行の定着に向け、下請負人(専門工事業者)が元請負人(直近上位の注文者)に対して見積書を作成・提出する際の助けとなるよう、国土交通省が作成したものです。

あくまで様式の「例」ですので、各社の取引において使いやすいよう、必要に応じエクセルを編集していただいても差し支えありません。

「様式例」に加え、この「書き方徹底ガイド」もあわせて活用して、労務費をはじめとした建設工事の施工のために必要な経費を適正な水準でしっかり見積もり、価格交渉の中で確保することを目指しましょう。



簡易版

							見積	番号		
		御中	J	見積	書		令和	年	月	
		12044								
会社名			所属部門/指	当当						_
住所:				EL:	*		FAX:			_
【A】見積金額	計(税抜)				-	消費稅	額			
【A'】見積金額	合計(税込)					积	率		109	16
工事名										
工事場所										
見積有効期限				令和	年	月	8	t C		Τ
支払条件										
工期	自			合和	年	月	B			
	至			令和	年	月	B			
受渡場所										
材料費		経 費				金彩	苗 (税 抜)			
労務費		4		_					-	_
※現		※参掛に入って特別 資金の原資に相当す	事項がある場合など。 る部分を強し、決定で						-	
1/22/17	利費(事業主			_					-	
	西共掛金は受注者	で再下請事業者が 例知していない場合が	D入事業者であり、万 Na計上する	LEM					-	
4.9	樹女全衛生法等に		対策に必要な経費を 作またまで、また、安全		W1 MAN-1	Infiance von	HURANAY	L ASSET	- WINE 14-0-	
### X25%1	(回9)・連絡状態会 の経費の額につい 変更依頼すること	安全衛生経費の点針 て、受注者が通常 は、建設業法第2	##T## # #E. 安全 #一致!## # // 必要と認められる 0条第2項、第6 こより、本見積書の	類を着しく下回 頃において禁	iるように見積を itされています	ること及び注文者				
						54512 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	100000	
また、注文 また、上記 下記で記		者の雇用に伴う必	の賃金の原資に 受経費」について、							444

詳細版

「鑑」



「明細書」

2.83	118	30	ER-60	nv.	SEVA-RASS)	罗拉(数能/人·日)	840	単価 (円)	全幅 (円)	6年
-			1 462 7111	-	District Colonia	D 140400 / CO	-	140.00	224	が多数について研究を強が
	80 XXTW			940			m2	9,820	9,230,711	
		5555E	86	1.00			m2	2,540	2,540	
		RESULT	技术	1.00			m2	1,200	1,200	
		emp	200	1.00			m2	500	500	
				-						
		250	TOR	0.13217	0.13217		JE/m2	31,700	4,190	
						7.6	m2/A-B	\perp		
		280	MAX	0.05187	0.05187		A-B/m2	26,800	1,390	
						19.3				
	80 XXTN	_	_	940			m2	8,080	7,595,111	
		878522	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		emp	888	1.00			m2	700	700	
		tests	ccc	1.00	_		m2	800	800	
	_	为疾症	asT	0.13217	0.13217		A+8/m2	31,700	4,190	
		-	-			7.6	m2/A-B	-	_	
		980	st) I	0.05187	0.05187	,	A+8/m2	26,800	1,390	
		_	_	0.00		10.3	-			
	80 XXTN			940	_		m2	6,630	6,232,111	
	+	RIFED	000	1.00	_		m2	450	450	
	1	eng mag	FFF	1.00	-		m2 m2	400	400	
	+	tistiff.		1.00	_		m2	200	200	
	+	750	DAT	0.13217	0.13217		A+B/m2	31,700	4,190	
	+	neol	100.1	9.63417	9.33237	7/	m2/A+B	31,700	4,190	
	_	neg	bbT	0.05187	0.05187	- //	A-B/m2	26,800	1,390	
	_	round	-	4.37107	9,03167	10.3	m2/A-B	20,000	1,310	
			_	940.00			m2	3,000	2,820,000	

「鑑 (別紙)」

経費	金額 (税抜)
材料費	¥10,142,60
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原義に相当する部分を指し、法定福利費(申属 主負担分)等は含まれない	¥15,735,33.
法定福利費 (事業主負担分)	¥2,575,87
建退共掛金 ※連退共協会は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙 等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,08
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に届づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費務と一部重確することがある	¥1,431,18
上記5つの経費の額について、受注者が追案必要と認められる額 われる額を養し不回ることとなるよりに変更依頼することは、建設算 また、注文者には、建設策法第20条第4項により、本見積蓄の また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の資金の原義に相 まないものです。	法第20条第2項、第6項において禁止されています。 内容を考慮する努力義務が課されています。

この見積書は、**簡易版、詳細版(「鑑(別紙含む)」と「明細書」で構成)があります。**任意で選択し見積書を作成してください。

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示する事とされている経費を適切に算出し、**鑑(別紙)に明示してください**。 (各経費の算出方法は、P.14以降のページをご確認ください。)

見積書作成における全体の算出の流れ(1/3)

								見積番	5		
			_御中		見積	書		令和	年	月	E
会社名				所属部門	/担当						_
住門	fi:			-	TEL:	*		FAX:	-	*	_
A]見積	金額合計(利	脱抜)				-	消費稅額	1			
(A') 見積	金額合計(税込)					税率	2		109	6
工事名											
工事場所	折										
見積有効	期限				令和	年	月	日まで			
支払条付											
工期	自				令和	年	月	В			
受渡場所	至				令和	年	月	B			
見積書合	計金額(税金 法第20条第	友) (A) の 1 項等により、	うち、 、見積書に	こおいて特に	に内訳明示す	ることとされて	いる経費			•••	
見積雪合施建設業施	計金額(税益第20条第:	友) (A) の 1項等により、 経	うち、 、 見積書 に	こおいて特に	に内訳明示す	ることとされて	いる経費	(視 弘)			
見積雪合:建設業法	計金額(税金 法第20条第	友) (A) の 1 項等により、	うち、 、 見積書 に	こおいて特に	に内訳明示す	ることとされて	いる経費				-
見積雪合: 建設業法	計金額(税息表第20条第 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	友) (A) の 1 項等により、 経	うち、 、見積書は 野	こおいて特別	に内訳明示す	ることとされて	いる経費			-	•••
見積書合:建設業)	計金額(税扱 表第20条第 材料費 労務費 ※現場の技能 責(事業主句	友) (A) の 1 項等により、 様考) 様考) 海海湖の 労働者の資金の原	の本で情報を の本で情報を の本で情報を のない	こおいて特別	に内訳明示す	ることとされて	いる経費			-	-
建設業法	計金額(积基 去第20条第 本料費 分務費 ※現場の技能 責任事業主句 佐定福利費(要選其掛金 ※達息共出金	友) (A) の 1 項等により、 様々) 機本) ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	うち、 、見積書(・	正おいて特別 の の の の の の の の の の の の の	に内訳明示す	ることとされて	いる経費			-	
見積雪合/ 建設業/ 本 ・ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ	計金額 (税法 去第20条第: 本料費 等務費 ※現場の技能 金之に 等等費 (選退共掛金 等が所能等之 等の所能等 等の所能等 等の所能等 等の所能等 等の可能。	友) (A) の 1 項等により、 1 項等により、 (株本) ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	の方ち、 、見積害に 要 の の の の の の の の の の の の の	こおいて特別 の の の の の の の の の の の の の	に内訳明示す 学学で入 カン 元精 費を計上	Face et al.	いる経費	(視 写法) ■ ■		-	
見積書業	計金額 (税法 本第20条第: 本第20条第: 本料費 ・	友) (A) の 1 項等により、	の	こおいて特別 の の の の の の の の の の の の の	に内訳明示す (本語) (本) (a) (a) (a) (a) (a) (a) (a)	では、 では、一般を使べること のるように見積さる。	いる経費 監事語		秋彩团. 20	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	明章 (
見積書業	計金額 (税法 表第20条第 材料費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	友) (A) の 1 項等により、 1 項等により、 (株本) (株本) (株本) (株本) (株本) (株本) (株本) (株本)	の	正おいて特別 直が加く概念。 みのかを報心、 みのかを報心、 のできまする が対しているのでは、 ははずり、また、 のできまる。 のできる。 のでを。 のできる。 のできる。 のできる。 のできる。 のでを。 のでを。 のでを。 のでを。 のできる。 のでを。 のでを。 のでを。 のでを。	に内訳明示す 2年記入 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	国際で、一般意味をおいて 国際では、一般を表現しています。 は、これでいます。 は、これでいますが、 は、これでいまが、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	いる経費 監事機 があります。このため、見 ごと及び注文者が おれています。 働者の雇用に伴う。	「視 写演 ■	が円度 が れる解析が れる解析が	R.型、法文部を 教しく下回る	100 G

内訳明示する経費

見積書合計金額(税抜)(A)のうち建設業法第20条第1項等により、 見積書において特に内訳明示することとされている経費※の金額を記入してく ださい。

※内訳明示することとされている経費

経 費	
材料費	工事の施工に直接使用される材料の調達費用
労務費	現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利 費(事業主負担分)等は含まれない
法定福利費	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、 雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分
建退共掛金	建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等 が証紙等交付事務を受託していない場合のみ計上
安全衛生経費	労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費 ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。

また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

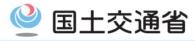
労務費に関する備考欄

歩掛について特記事項がある場合などに記入してください。

参考欄(自由記載)

建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計を記入することができます。 「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金から これを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

見積書作成における全体の算出の流れ(2/3)



				見積	番号		
見	積 書			令和	年	月	B
会社名 所属部門/担当	¥						
住所:TE	L:	_	FA	x:	2	-	_
事名							
事場所							
積有効期限	令和	年	月	日ま	<u>ت</u>		
払条件			5450				
期自	令和	年	月	8			
至	令和	年	月	B			\neg
渡場所	20101	-					-
の他							-
	227.25		Mr dinesses			car ==	
	,337,93		消費税額		¥2,	,633,79	_
A']見積金額合計(稅込) ¥28	,971,72	6 -	税率			109	%
積書合計金額 (税抜) (A) の内訳 ※自由記載#							
内 訳			金額(兑 抜)			
見積金額合計(税抜) (A)					¥26,337	7,933 -	\neg
うちXX作業	1					0,711 -	
うちYY作業	1					5,111 -	_
55ZZ作業						2,111 -	-
55〇〇資材	_					0,000 -	$\overline{}$
う5△△費						0,000 -	
う5×× 費						0,000 -	
							
あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において 積書合計金額(税抜)(A)のうち、	(特に内訳明え	末すること	されている労務	書等の経	書 を、別名	氏に記載し	1
あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において 積書合計金額 (税抜) (A) のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書	(特に内訳明え	末すること	されている労務	書等の経	書を、別組	氏に記載し	1
あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において 積書合計金額(税抜)(A)のうち、	(特に内訳明え	末すること	されている労務	書等の経 ととされ (税 抜)	書を、別組	別和経費	
あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において 積書合計金額 (税抜) (A) のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書 経費	において特	末すること	されている労務	書等の経 ととされ (税 抜)	書を、別組	別新 経費 2,600 -	
あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において 積書合計金額 (税抜) (A) のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書 経費 材料費 労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原査に相当する即分を指し、法定福利費(において特	末すること	されている労務	書等の経 ととされ (税 抜)	機を、別組 に ている (410,142	別和 経費 2,600 -	
あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において 積書合計金額(税抜)(A)のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書 経費 材料費 労務費 ※現場の反能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(主負担分)等に含まれない	(こおいて牛	末すること	されている労務	書等の経 ととされ (税 抜)	表を、別組 に に に に に に に に に に に に に に に に に に に	別和 経費 2,600 -	
あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において 議書合計金額(税抜)(A)のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書 経費 材料費 労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(主負担分)等は含まれない 法定福利費(甲葉主負担分) 建退共掛金、 ※連退未掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が経	(こおいて特)	末すること	されている労務	書等の経 ととされ (税 抜)	表を、別組 にている ¥10,142 ¥15,739 ¥2,575 ¥166	別組 経費 2,600 - 5,332 -	
あわせて、建設業法第20条第1項等により、見積書において 議書合計金額(税技)(A)のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書 経費 材料費 労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(主負担分)等は含まれない 法定福利費(甲軍主負担分) 建設共掛金 ※送退共掛金に安注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が経等文付事務を受託していない場合のみ計上する 安全衛生経費 ※労助を金額上済に基づ、労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※労動を金額上経費に対策責等と一部重複することがある 上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を着しく下回ることとなるように変更依頼することは、災また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積 また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原道 まないものです。 下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について	(において生事業) (において生事業) (において生ま) (において生ま) (において生ま) (において生ま) (において、必要語では、必要では、必要語では、必要語では、必要語では、必要語では、必要語では、必要語では、必要語では、必要語では、必要では、必要では、必要では、必要では、必要では、必要では、必要では、必要	を できる できる できます できます できます できます できます できます できます できます	会に見積もるに 金額 ・ うに見積もるに で、第6項には のののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ととされ (税 抜) (税 払)	表を、別報 (10,142 (10,142 (15,735 (15	別 組 経費 2,600 - 5,332 - 5,874 - 5,080 - 1,180 - 常必要 (以ます。	認め」を含
あわせて、建設業法第20条第1項等により、見稿書において 積書合計金額(税抜)(A)のうち、 建設業法第20条第1項等により、見積書 経費 材料費 労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(主負担分)等は含まれない 法定福利費(甲葉主負担分) 建退共掛金 ※連退共掛金は受法者や再下語事業者が加入事業者であり、元籍等が証 等文付事務を受能していない場合のみ計上する ・ 労働安全衛生活等に基づ労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※ 労働安全衛生活等に基づ労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※ 労金衛生経費は労務費等と一部重複することがある 上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積 また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原道 まないものです。	(において生事業) (において生事業) (において生ま) (において生ま) (において生ま) (において生ま) (において、必要語では、必要では、必要語では、必要語では、必要語では、必要語では、必要語では、必要語では、必要語では、必要語では、必要では、必要では、必要では、必要では、必要では、必要では、必要では、必要	を できる できる できます できます できます できます できます できます できます できます	会に見積もるに 金額 ・ うに見積もるに で、第6項には のののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	ととされ (税 抜) (税 払)	表を、別報 (10,142 (10,142 (15,735 (15	別 組 経費 2,600 - 5,332 - 5,874 - 5,080 - 1,180 - 常必要 (以ます。	に認め

材料費=数量×単価

「【シート4】材料費・労務費 明細」シート (→P.14-15) へ入力

労務費=数量×歩掛×単価の合計

「【シート4】材料費・労務費 明細」シート (→P.16-18) へ入力

法定福利費=労務費×料率の合計

「【シート5】法定福利費・建退共掛金 明細」シート (→P.19-23) へ入力 (事業主負担分のみ対象)

建退共掛金=人工×単価の合計

「【シ**ート5】法定福利費・建退共掛金 明細」シート**(→P.28-29) へ入力

※下記3つの計上方法から1つを選択し、算出してください。

安全衛生経費=数量×単価の積み上げ計上(積み上げ計上の場合)

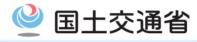
=経費率計上(経費率計上の場合)

= 積み上げ計上分+経費率計上分(両者合算の場合)

「【シー**ト7**】安全衛生経費 明細」シート (→P.24-27) へ入力

1

(参考)見積書作成における全体の算出の流れ(3/3)



						見程	番号		
		見積	書			令和	年	月	E
	御中								
会社名		所属部門/担当							
住所:		TEL:		_	F	AX:	_	-	
[事名									
□事場所									
見積有効期限		4	合和	年	月	日	まで		
5 払 条 件									
C 期 自			合和	年	月	日			
至		4	合和	年	月	日			
受渡場 所									
の他									
(A)見積金額合計(税抜)		¥26,3	37,93	3 -	消費稅額		¥2,	,633,793	} -
A'】見積金額合計(稅込)		¥28,9	71,72	5 -	税率			10%	,
見積書合計金額(税抜) (A) の内	訳	※自由記載欄							
内 訳					金額(税 抜)			_
※見積金額合計(税抜)(A)							¥26,337	7,933 -	_
うちXX作業							¥9,230	0,711 -	_
うちYY作業							¥7,595	5,111 -	_
うちZZ作業							¥6,232	2,111 -	
うち〇〇資材								- 000,0	
う 5 △△ 費								- 000,0	
うち××費							¥100	- 000,0	
					以上	02 80	お目語の		- a

別紙

見積書合計金額(税抜) (A) のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金額 (稅抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費 (事業主負担分)	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共協金は受注者や再下語事業者が加入事業者であり、元請等が延紙 等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生活等に基づ労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を暫しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を暫しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第220条第 2 頂、第 6 月頃において禁止されています。また、注文者には、建設業法第20条第 4 頂により、未見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費 (労務費を除く) の合計 ¥6,450,000 - 以 Fのどおり、お見積り申し上げます。

各作業毎に算出された見積り等(自由記載)

<u>「【シート3】見積書合計金額の明細書」シート</u> (→P.30) へ入力した費目 を任意で記載

※直接記載していただくことも可能です。

雇用に伴う必要経費(自由記載)

「【シート3】見積書合計金額の明細書」シート (→P.30) へ入力した費目のうち、 建設労働者の雇用に伴う必要経費 (労務費を除く) に該当するものの合計を任 意で記入

用語の解説

見積書鑑の記載事項(材料費)



別紙

見積書合計金額(税抜) (A) のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金 額 (税 抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費 (事業主負担分)	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証帳 等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づ(労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と・影響ですることがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	¥6,450,000 -
	IX Fのとおり、お目結り由し、Fげます。

材料費

工事の施工に直接使用される材料の調達費用を指します。具体的には、木材、鉄筋、セメント、ガラスなど、工事の完成に直接的に投入される材料の費用です。

なお、再下請先が材料費を必要とする場合には、その分も計上した 上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

見積書鑑の記載事項(労務費)



別紙

見積書合計金額(税抜) (A) のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金額 (税抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業 主負担分)等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費 (事業主負担分)	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※連退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙 等文付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づ、労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費 (労務費を除く) の合計	¥6,450,000 -
	100

以上のとおり、お見積り申し上げます。

労務費

工事の施工に直接携わる労働者に対して支払われる、労働者本人が受 け取るべき賃金の原資となる費用です。

基本給相当額(基本給、出来高給)、各職種の通常の作業条件及び 作業内容の労働に対する手当(家族手当、通勤手当、地域手当、住宅 手当、現場手当、技能手当、精勤手当等)、実物給与(通勤用定期、 食事の支給)、臨時の給与(賞与、臨時の賃金、退職金)が含まれます。

また、法定福利費(雇用保険、健康保険・介護保険、年金保険・基金)のうち、被保険者負担分を含みます。それ以外の費用は含まれません。

なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

見積書鑑の記載事項(法定福利費 | 事業主負担分)



別紙

以上のとおり、お見積り申し上げます。

見積書合計金額(税抜) (A) のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金額 (税抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業 主負担分)等は含まれない。	¥15,735,332 -
法定福利費 (事業主負担分)	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙 等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づ、労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

i		
	(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計	¥6,450,000 -

法定福利費(事業主負担分)

健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料のうち、現場労働者の事業主負担分を指します。

なお、再下請をする場合は、再下請先の労働者分についても計上した上で、再下請業者に適切に支払うことが必要です。

	健康	保険	厚生年	金保険	雇用保険	労災保険
	健康保険料	介護保険料	厚生年金 保険料	子ども・子育て 拠出金*	雇用保険料	労災保険料※
事業主 負担分	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	法定福利費	_
本人 負担分	労務費	労務費	労務費	_	労務費	_

※事業主が全額負担

★専門工事業者が元請として工事を請け負う場合、別途、労災保険への加入に必要な費用の計上が必要です。

見積書鑑の記載事項(建退共掛金)



別紙

以上のとおり、お見積り申し上げます。

見積書合計金額(税抜) (A) のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金額 (税抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利费 伸能到6000000000000000000000000000000000000	¥2,575,874
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙 等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費 (労務費を除く) の合計	¥6,450,000 -
	I.

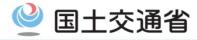
建退共掛金

建設業退職金共済制度の掛金を支払うために必要な経費です。

受注者又は受注者の再下請負先が建退共加入事業者であって、上位 の請負者が証紙又は退職金ポイントを一括購入しておらず、受注者が自ら 掛金を支払う必要がある場合、再下請先分を含め、建退共に加入している 労働者の労働日数分を計上します。

★専門工事業者が元請として工事を請け負う場合、別途、掛金を支払う のに必要な費用の計上が必要です。

見積書鑑の記載事項(安全衛生経費)



別紙

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金額 (税抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原義に相当する部分を指し、法定福利費(事業主負担分)等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費 (事業主負担分)	¥2,575,874 -
建迟共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下請事業者が加入事業者であり、元請等が証紙 第名信義を通過形式とは、場合の全計で至る	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づ、労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認め られる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮す 経力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設学働者の雇用に伴う必要経費」を含 まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金 らこれを値引くことは建 設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

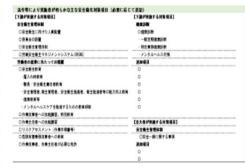
(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計

¥6,450,

以上のとおり、お見積り申し上げ

「安全衛生対策項目の確認表」(参考ひな型)





安全衛生経費

労働安全衛生法等に基づく労働災害防止対策に必要な経費です。

安全衛生経費は、元下間の安全衛生経費に関する認識のずれが生じる等により、適切な安全衛生経費の確保がなされないおそれがあります。 このため、安全衛生経費について、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なることに十分留意しつつ、必要な安全衛生経費をできる 限り明確にする必要があります。

松本業等所

融票欠乏症等防止

作業内容変更時の教育

新提入場合教育

具体的には、見積条件提示時に「安全衛生対策項目の確認表」等において、「見積書で費用計上する者」(=費用負担者)を確認した項 目のうち、下請負人が当該者となる項目の積み上げとします。

なお、再下請をする場合は、再下請先分を含む安全衛生経費も計上した上で、再下請先に適切に支払うことが必要です。

※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。

(参考) 建設丁事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(国土交通省HP)

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan kensetsugyo/const/anzeneisei.html#taraet2

(参考)建設労働者の雇用に伴う必要経費の合計



別紙

見積書合計金額(税抜) (A) のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経 費	金額 (税抜)
材料費	¥10,142,600 -
労務費 ※現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、法定福利費(事業 主負担分)等は含まれない	¥15,735,332 -
法定福利費 (事業主負担分)	¥2,575,874 -
建退共掛金 ※建退共掛金は受注者や再下語事業者が加入事業者であり、元請等が証紙 等交付事務を受託していない場合のみ計上する	¥166,080 -
安全衛生経費 ※労働安全衛生法等に基づ、労働災害防止対策に必要な経費を計上する ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがある	¥1,431,180 -

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を著しく下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるように変更依頼することは、建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。 また、注文者には、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を考慮する努力義務が課されています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の原資に相当する部分を指し、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものです。

下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費 (労務費を除く) の合計 ¥6,450,000 -

以上のとおり、お見積り申し上げます。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費の合計

「公共工事設計労務単価」の考え方における「労働者本人が受け取るべき賃金」以外に事業主が負担すべき人件費です。

安全衛生経費の一部、法定福利費(事業主負担分)、建退共掛金を含みます。

★建設業法第20条等に基づき内訳明示が求められる必要経費とは別の概念です。実際には、安全衛生経費の一部、法定福利費(事業主負担分)、建退共掛金との重複があるため、別の枠を設けて(参考)としております。

この雇用に伴う必要経費の記載については、

- 工種・工事規模等の条件により変動すること、
- 実際に、雇用に伴う必要経費に関連する措置を、元請・下請のどちらが実施し、 契約の中でどこまで計上するかは、個々の契約において、契約当事者間で定め られるものであること(例えば、作業被服や作業用具を元請・下請のどちらが用 意するかなど。)、
- 建設業法第20条第1項等に基づき、見積書で内訳を明示すべき必要経費 と、雇用に伴う必要経費の範囲は異なるものであること、
- ここに記載する雇用に伴う必要経費に利益、本社経費等は含まれないこと といった点に留意し、契約当事者間で、十分に協議することが重要です。

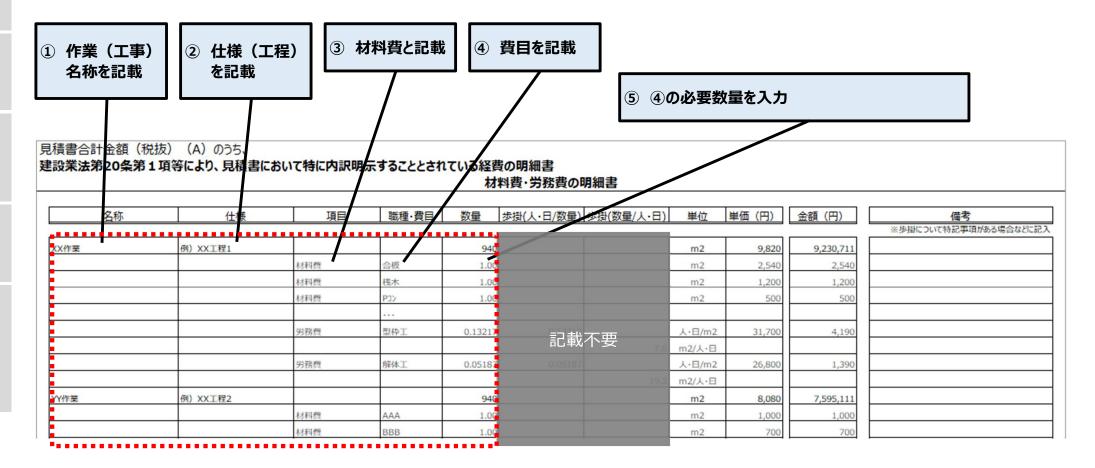
この「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、 又は請負代金からこれを値引くことは建設業法上不当行為となり得ることに 留意する必要があります。

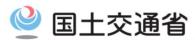
※以降は、明細書の説明となります。

内訳明示する労務費・必要経費等の算出方法

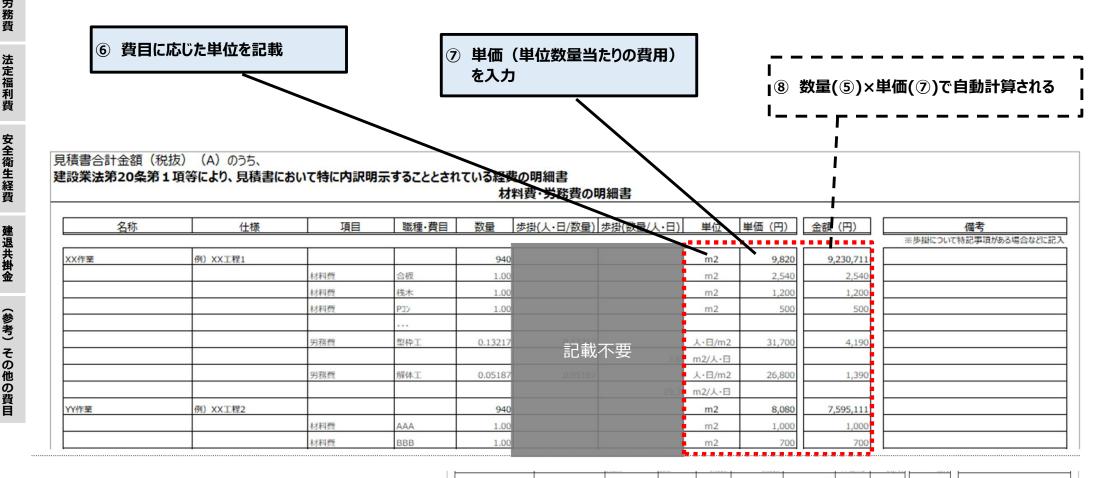
🥝 国土交通省

- ①から順に入力・確認ください。
- ※各作業(工事)毎に分けて記載することができます。
- ※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。





- ①から順に入力・確認ください。
- ※各作業(工事)毎に分けて記載することができます。
- ※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。



労務費

0.05187

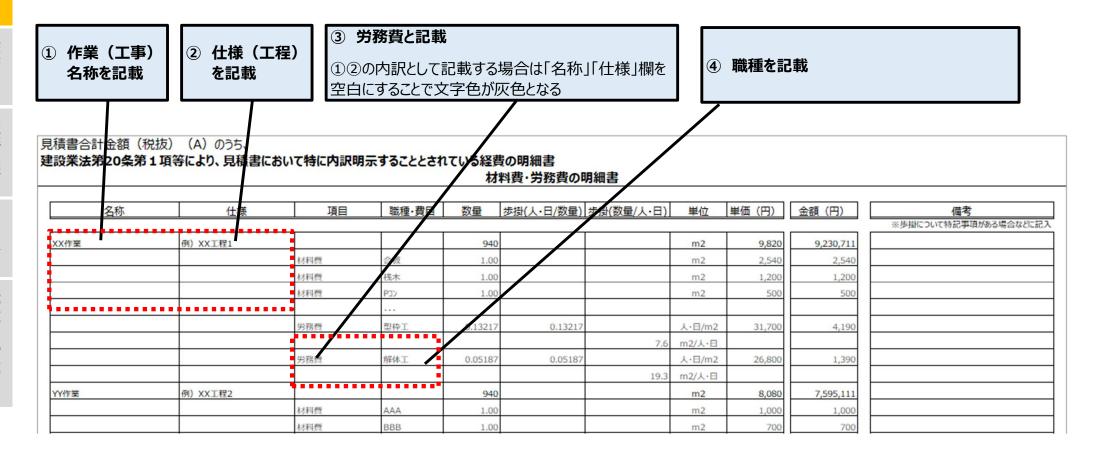
0.05183

人·日/m2

26,800

1,390

- ①から順に入力・確認ください。
- ※各作業(工事)毎に分けて記載することができます。
- ※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。



🥝 国土交通省

- ①から順に入力・確認ください。
- ※各作業(工事)毎に分けて記載することができます。
- ※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

見積書合計金額(税抜)(A)のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

材料費・労務費の明細書

名称	仕様	項目	職種·費目	数量	歩掛(人·日/数量)	歩掛(数量/人·日)	単位	単価 (円)	金額(円)	備考
										※歩掛について特記事項がある場合など
X作業	例)XX工程1			940		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	m2	9,820	9,230,711	
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	栈木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	PIV	1.00			m2	500	500	
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人·日/m2	31,700	4,190	
						7.6	m2/人·日			
		労務費	解体工	0.05167	0.05187	1	人·日/m2	26,800	1,390	
						19.3	m2/人·日			
个作業	例)XX工程2			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA	1.00			m2	1,000	1,000	
		材料學	BBB	1.00		/	m2	700	700	

(6)-1

単位施工量当たりの歩掛を入力

「労務費に関する基準」を参考として、作業内容・ 現場条件を踏まえ、自社の施工能力を勘案した歩 掛を記入する

※日数と労務単価のみが見積に影響する場合(交通誘導警備等)は、数量欄へ日数を、歩掛 欄へ1を記入

⑥-2(自由記載) 人日当たりの歩掛を入力

「業界・工種により歩掛(数量/人・日)の形で表示したい場合は記入

② 適切な単位を記載 (m、m3、t、個、箇所、 組など) 安全衛生経費

- ①から順に入力・確認ください。
- ※各作業(工事)毎に分けて記載することができます。
- ※行数が不足する場合は、P31-33をご参照ください。

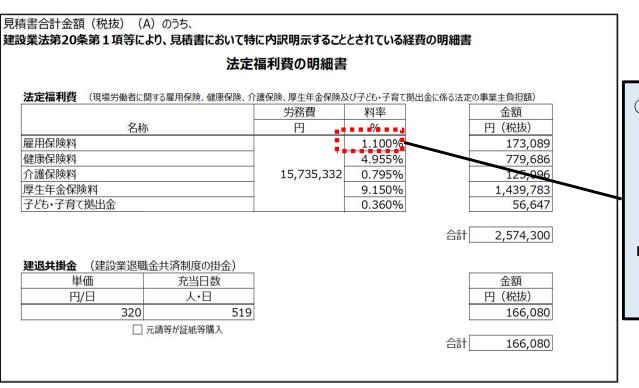
見積書合計金額(税抜)(A)のうち、

建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費の明細書

<u>名称</u>	仕様	項目	職種·費目	数量	歩掛(人·日/数量)	歩掛(数量/人·日)	単位	単価 (円)	金額(円)	備考 ※歩掛について特記事項がある場合など
(作業	例)XX工程1			940			m2	9,820	9,230,711	We have a good of the Brown and the second and and an area
		材料費	合板	1.00			m2	2,540	2,540	
		材料費	栈木	1.00			m2	1,200	1,200	
		材料費	PIV	1.00			m2	500	500	
		労務費	型枠工	0.13217	0.13217		人·日/m2	31,700	4,190	
						7.6	m2/人·日	-		
		労務費	解体工	0.05187	0.05187		人·日/m2	26,800	1,390	
						19.3	m2/1, 🗖			
Y作業	例)XX工程2			940			m2	8,080	7,595,111	
		材料費	AAA BBB	1.00			m2 m2	1,000	1,000	
				7	,					
8 第	務単価を入力				· 9 数量(§	(⑦)×単価(⑦))で自動	計算される	, I I	1
「労務	費に関する基準」を参	き考として、			'				_ J	1
	内容・現場条件を踏ま 掛を記入する	え、自社の施士	二能力を勘案	JAJ				10	祖信の状況	!が特殊で煙淮的か冬

⑩ 現場の状況か特殊で標準旳な条件等 における歩掛ではない歩掛を用いる必 要がある場合の理由や根拠など、特記 事項があれば記載してください

- ①より順に入力・確認ください。
- ※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。

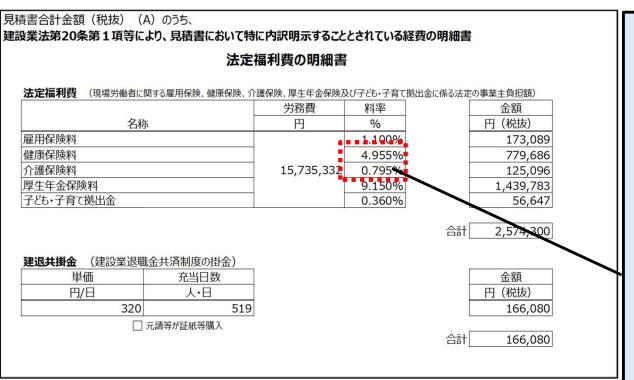


① 雇用保険の保険料率を記載

雇用保険料率は、事業の種類ごとに事業主負担分・労働者負担分の保険料率が定められていますので、その中の『建設の事業』の保険料を参考にしてください。保険料率は、厚生労働省のウェブサイトから入手することが可能です。

■雇用保険料について(厚労省HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bu nya/0000108634.html

- ①より順に入力・確認ください。
- ※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。



② 健康保険・介護保険の保険料率を記載

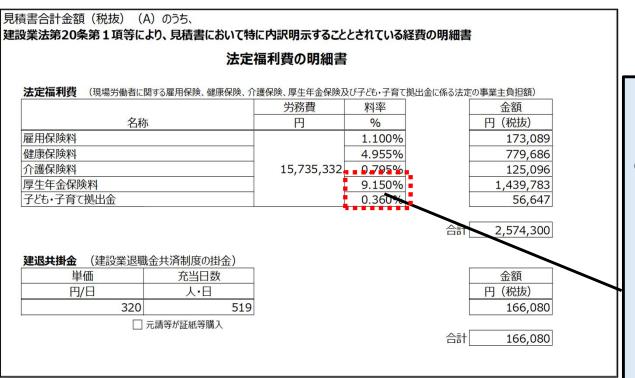
健康保険及び介護保険の保険料率は、各社で加入している協会けんぽ(全国健康保険協会)や健康保険組合の保険料率を用います。(協会けんぽの健康保険の保険料率は、都道府県単位で定められています。)また、協会けんぽの介護保険の保険料率は、全国一律となっていますが、介護保険の対象者は、基本的に40歳から64歳までの方のみですので、保険料率算定に当たっては、これを考慮する必要があります。しかし、実際には見積段階で介護保険の対象となる40歳以上の現場労働者の割合を工事ごとに把握することは困難ですので、見積段階では、全ての現場作業員の方の加入を前提として介護保険に加入するための費用を内訳明示の対象としてください。

■健康保険及び介護保険の保険料について(協会けんぽ HP)

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb 3130/

🤒 国土交通省

- ①より順に入力・確認ください。
- ※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。



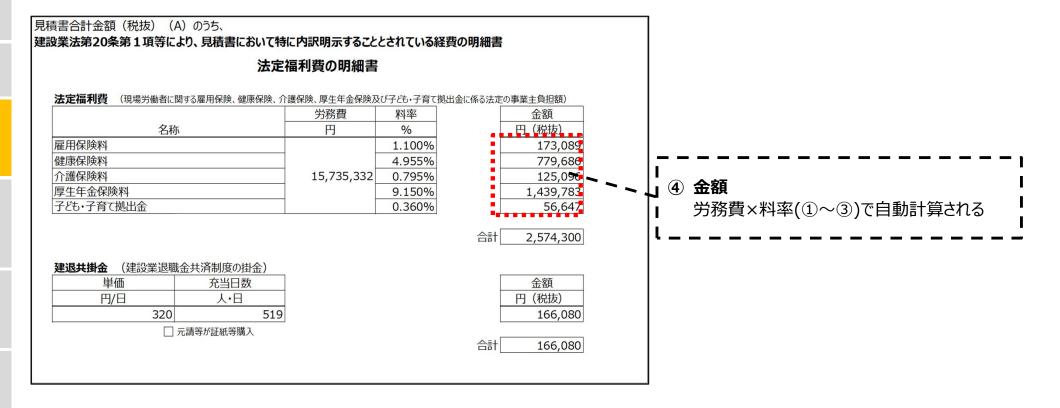
③ 厚生年金保険、子ども・子育て拠出金の保険料率を記載

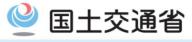
厚生年金保険の保険料率は、日本年金機構のウェブサイト等に記載されている保険料額表を参照することにより入手できます。(厚生年金基金に加入している場合には、当該厚生年金基金から保険料率を入手する必要があります。)

また、子ども・子育て拠出金の料率は、日本年金機構の ウェブサイト等に記載されているものを用いてください。

■厚生年金保険料について(日本年金機構HP)
https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/ryogaku/ryogakuhyo/index.html

- ①より順に入力・確認ください。
- ※適用除外者の取扱いはP.23をご参照ください。





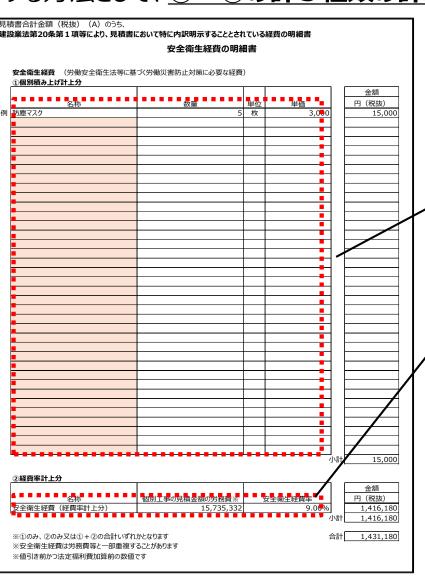
雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険については、事業主の雇用人数や技能者の年齢等の事情によっては、法令上加入義務の対象とならない技能者も存在し、一人親方など、これらの保険に加入していない技能者(いわゆる『適用除外』の技能者)が建設工事に従事することもあり得ます。

このような適用除外の技能者については、法定福利費の事業主負担額が発生しないこととなりますので、内訳明示する法定福利費から除外する必要があります。

ただし実際には、見積段階で各保険の事業主負担の発生しない現場作業員の方を把握することは実務上難しいと考えられますので、見積段階では、当該工事に従事する全ての現場作業員の方がこれらの保険に加入していることを前提として法定福利費の事業主負担額を内訳明示の対象としてください。

その後、元請負人(直近上位の注文者)と協議を行い、最終的な金額を決定してください。

安全衛生経費の算出にあたっては、現場条件等に応じた2種類の算出方法と、2種類を合算して算出する方法として、①~③の計3種類の計算方法があります。



安全衛生経費

確認表 (→p.11) において「見積書で費用計上する者(費用負担者)」を確認した項目のうち、下請負人が当該者となる項目を計上する。

※下記3つの計上方法から1つを選択し、算出します。

①:個別積み上げ計上の場合 (→P.25)

個別工事現場において必要となる安全衛生経費を個別に積み上げる。

②:経費率計上の場合 (→P.26)

個別工事において積み上げ計算が困難な場合は、自社の施工実績に基づくデータ 等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又 は労務費に乗じて安全衛生経費とする。

(この場合は、安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要がある)

③:①個別積み上げ計上+②経費率計上の場合 (→P.27)

個別積み上げ計上分と経費率計上分でそれぞれ算出された安全衛生経費を合算する。

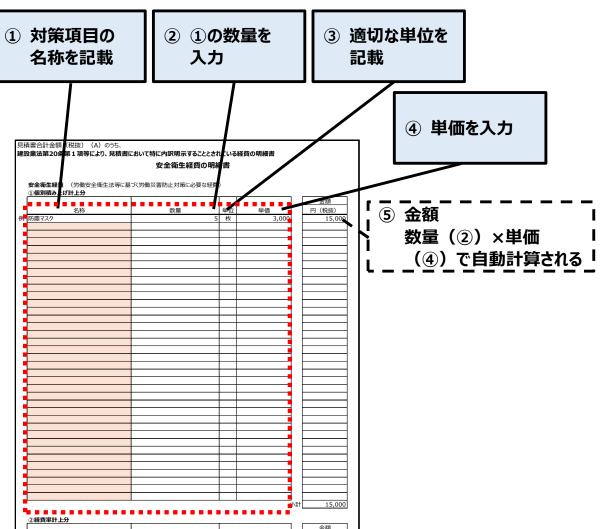
- ※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります。
- ※安全衛生経費は建設工事の工種、規模、施工場所等により異なることに十分留意するとともに、 できる限り明確にする必要があります。

安全衛生経費(経費率計上分)

※①のみ、②のみ又は①+②の合計いずれかとなります

※安全衛生経費は労務費等と一部重複することがあります

上段の表を使用。①から順に入力・確認ください。



円 (税抜)

合計 1,431,180

1,416,180 1,416,180 ■個別工事現場において必要となる安全衛生経費を 個別に積み上げる。

- ■個別積み上げ計上の例
 - 固定式足場の組立と解体
 - 固定式足場以外の作業床の組立と解体
 - 作業構台・吊り構台の組立と解体
 - 昇降設備の設置と撤去
 - 土留め支保工の組立と解体
 - 立入禁止措置
 - 開口部養生設置費用
 - 保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調 服等
- ■個別積み上げ計上の計算例

安全衛生経費A=延べ人工数A×単価A(÷耐用日数A) 安全衛生経費B=施工量B×単価B

Σ安全衛生経費 = 安全衛生経費 (A+B+・・・)

下段の表を使用。①を入力して②の結果を確認してください。



■個別工事において積み上げ計算が困難な場合は、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出し、当該工事の工事金額又は労務費に乗じて安全衛生経費とする。(この場合は、安全衛生経費の割合の算出根拠を明確にするとともに、含まれる項目を明示する必要がある。)

■経費率計上の例

- 保護帽、墜落制止用器具、安全靴等の保護具や空調服等
- 安全衛牛管理体制
- 安全衛生教育、技能講習
- 健康診断 等

■経費率計上の計算例

(自社の施行・支出実績に基づくデータ等を用いて工事金額又は労務費に対する割合を算出)

【労務費から算出する場合】

A=1年間の自社(店社)で購入した・支出した経費の総額

B=建設技能者の年収

C=A÷B

安全衛生経費=個別工事の労務費(値引き前,法定福利費加算前)×C

【工事金額から算出する場合】

A=1年間の自社(店社)で購入した・支出した経費の総額

B=1年間の売上高(工事請負額)

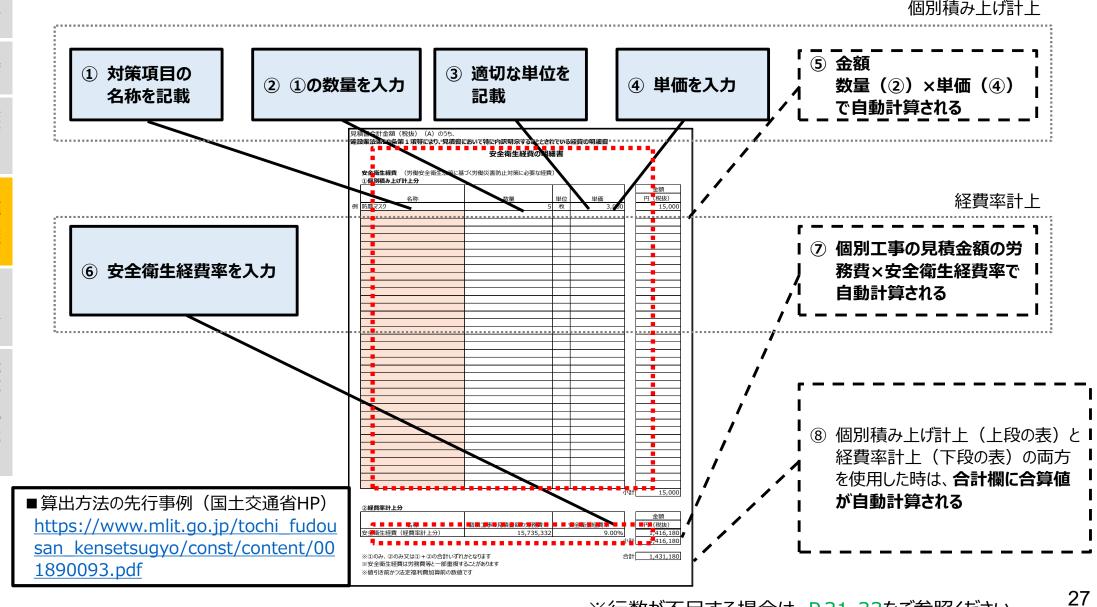
C=A÷B

安全衛生経費 = 個別工事の工事金額(値引き前,法定福利費加算前)×C

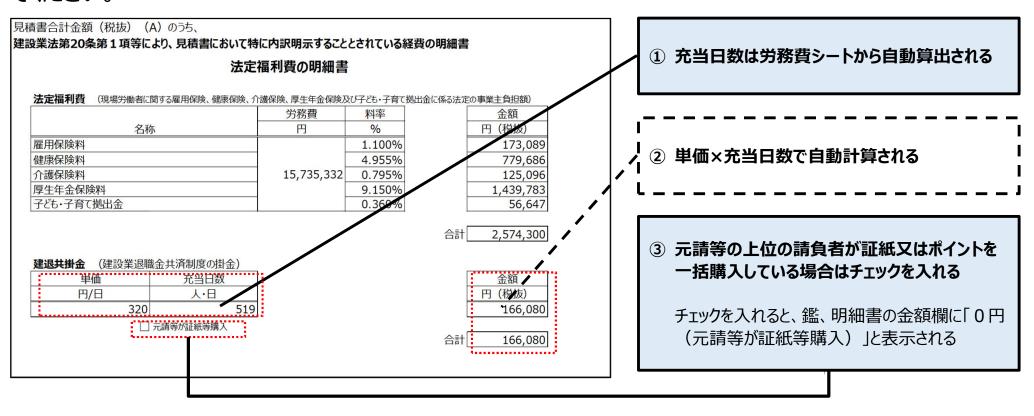
② 個別工事の見積金額の労務費×安全衛生経 費率で自動計算される

26

上下段の表を使用。①から順に入力・確認ください。



労務費の内訳シートを入力すると**自動計算されます**ので確認ください。 元請等の上位の請負者が証紙又はポイントを一括購入している場合は、チュックボックスにチェックを入れてください。



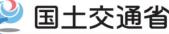
建退共掛金の取扱い

を行う場合には、下請は建退共掛金を見積もる必要はありません。

国土交通省・厚生労働省においては、建設業退職金共済制度(建退共)の掛金について、公共工事・民間工事にかかわらず、元請事業者において、当該工事に従事する労働者分の掛金支払、退職金ポイント又は証紙交付事務を一括で受託することをお願いしています。また元請事業者は、自動計算された建退共掛金について、「建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」について(令和3年3月30日雇均勤発0330第1号・国不建整第186号(改正令和7年1月31日雇均勤発0131第2号・国不建振第149号))「第3元請事業主が講ずべき具体的措置」の4.(1)②、5.(1)③及び6.を参考として確認いただき、購入すべき退職金ポイント・証紙の適切な見積をお願いいたします。元請又は上位の請負者が一括で掛金収受事務

一方、受注者又は受注者の再下請負先が建退共加入事業者であって、元請又は上位の請負者が証紙又はポイントを一括購入しておらず、受注者が自ら掛金を支払う必要がある場合、受注者は、再下請先分を含め、建退共に加入している労働者の労働日数分を支払う掛金分を計上します。

【参考】建設業退職金共済制度における電子申請方式及び証紙貼付方式の運用等」につい。 国土交通省



第3 元請事業主が講ずべき具体的措置

1. 建退共制度関係事務の受託等の推進

(前略) 元請事業主は、下請事業主の雇用する被共済者を含め、当該工事に従事する全ての被共済者に対して掛金が充当されるよう措置を講じ得る立場にある。こうし た観点からは、元請事業主において、下請事業主による掛金納付を一括して代行し、対象労働者の就労実績に応じ、適正に掛金を充当することが合理的かつ効率的な事 務処理であるのみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであり、以下を踏まえて適切に対応すべきこととする。(後略)

- 4. 公共工事における電子申請方式の運用
 - (1) 退職会ポイントの購入及び発注機関に対する掛金収納書の提出等
 - ② 元請事業主は、購入すべき退職金ポイントを算定するため、下請事業主から提出される『建設業退職金共済制度加入労働者数報告書』を踏まえ、当該丁事に従事 する予定の労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。なお、この報告書の様式例は機構が定めているものがあるので、参考とすること(建退 共事務受託様式第6号参照)。また、これによることが困難な場合に、機構が定めた『掛金納付の考え方について』(別添6)を参考とするときは、「労働者延べ就労予 定数1の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に、

対象工事における労働者の建退共制度加入率(%)

70%

を乗じた値を参考とすべきことに留意すること。その際、できる限り、退職金ポイントの過剰な余りが生じないよう「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握 するよう努めること。

- 5. 公共工事における証紙貼付方式の運用
 - (1) 証紙の購入及び発注機関に対する掛金収納書の提出等
 - ③ 元請事業主は、購入すべき証紙を算定するため、下請事業主から提出される『建設業退職金共済制度加入労働者数報告書』を踏まえ、当該工事に従事する予定の 労働者数、対象労働者数及びその就労予定日数の把握に努めること。また、これによることが困難な場合に、機構が定めた『掛金納付の考え方について』を参考とするとき は、「労働者延べ就労予定数」の7割が建退共制度の対象労働者であると想定して算出された値が示されていることを踏まえ、当該値に

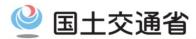
対象工事における労働者の建退共制度加入率(%)

70%

を乗じた値を参考とすべきことに留意すること。その際、できる限り、証紙の過剰な余りが生じないよう「対象工事における労働者の建退共制度加入率」を把握するよう努め ること。

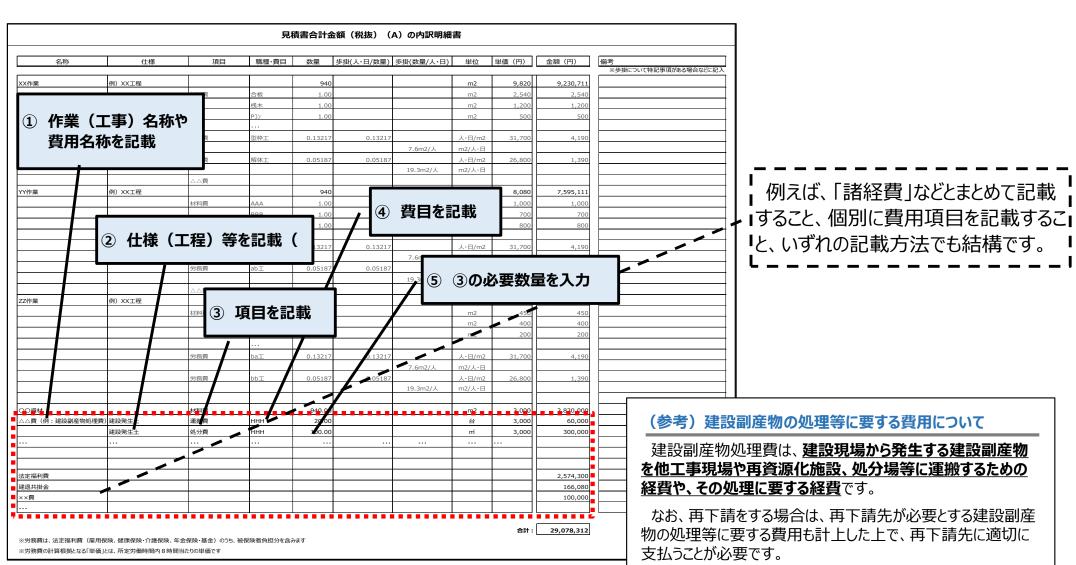
6. 民間丁事における運用

(前略) 元請事業主においては、民間工事の場合においても公共工事と同様に、建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に下請事業主に交付等を行うこと が、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上にも資するものであるので、適切な運用に努めること。その場合の掛金納 付及び充当に関する事務の取扱いについては、公共工事における運用に準ずるものとする。ただし、4.(1)③、4、6及び(3)①、2、4並びに5.(1)④、 (5)、7及び(3)(1)、2、5は適用しない。(攻略)

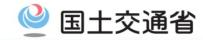


p.14~29で確認したもの以外の経費についても、必要に応じて「【シート3】 見積書合計金額の内訳明細書」にて自由に適切な項目名や単位、数量を記載して費用を算出し記載することができます。

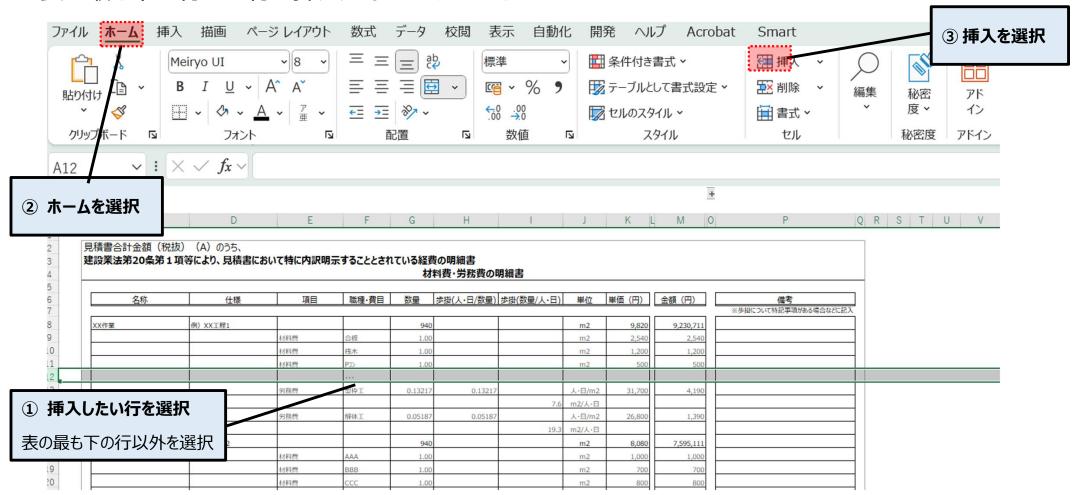
なお、本シートについては、必ずしも全ての経費の内訳明示しなければならないものではなく、例えば「諸経費」などとまとめて記載すること、個別に費用項目を記載すること、いずれも可能です(いずれの場合も任意の自由記載となります)。



(参考)行を挿入する方法



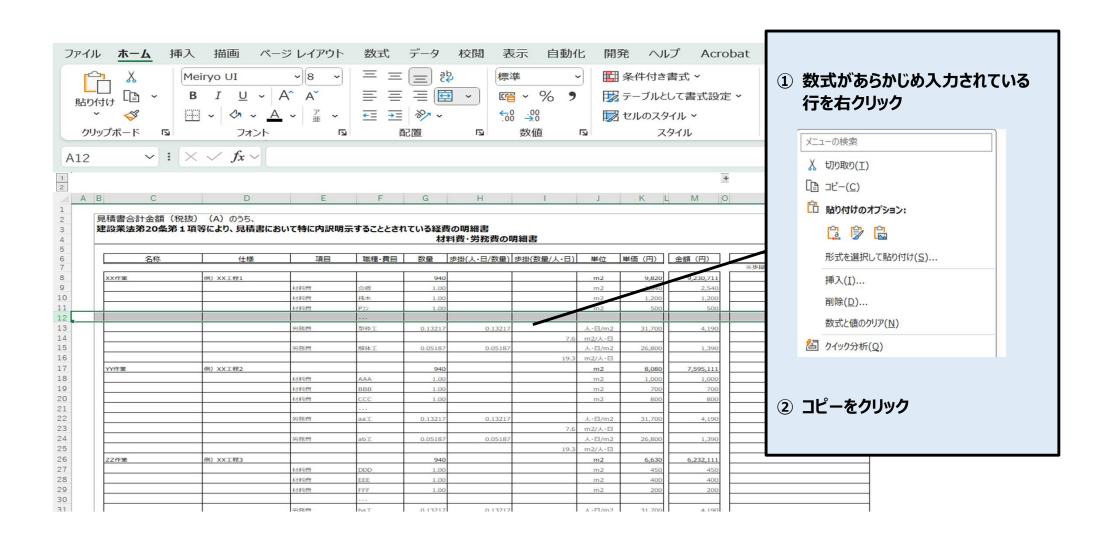
- 行数が不足する場合は、以下の手順で行の挿入をお願いします。
- ※ あらかじめ数式が入力されている表へ行を挿入する場合は、「数式を反映する方法(P.32-33)」も 必ず実施してください。
- ※ 表の最も下の行へは行を挿入しないでください。



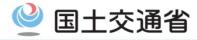
(参考)数式を反映する方法(1/2)

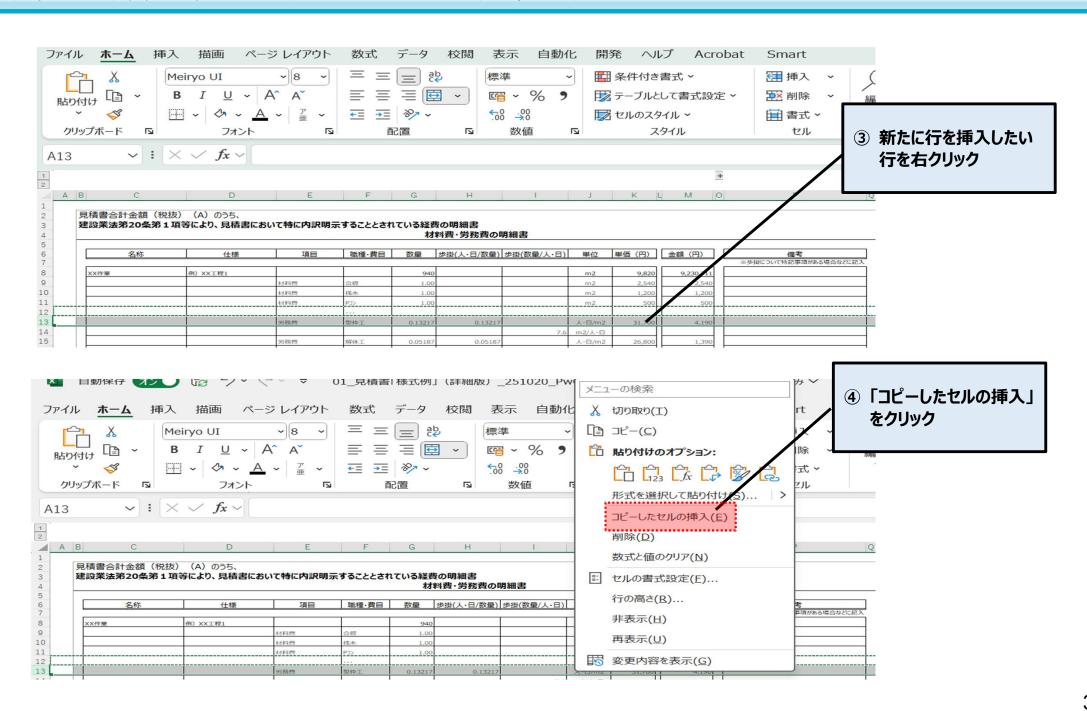


数式のコピーは、以下の手順(①~④)でお願いします。



(参考)数式を反映する方法(2/2)





留意事項



1. 内訳明示を求める見積書の段階に関する事項

本「ガイド」で解説している、労務費等を内訳明示した見積書は、<u>契約締結のための精算見積段</u> 階(契約締結の前提となる設計図書等が整った段階)<u>における価格交渉において活用</u>していただく ことを想定しています。

労務費の内訳明示をするために必要となる設計の精度が十分でない場合の概算での見積書など、 労務費の内訳明示の精度が確保されず、適正な水準の労務費確保に直結しないと判断される段 階においてまで全て労務費を内訳明示しなければならないわけではありません。

2. 見積期間に関する事項

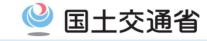
建設業法施行令第6条に即し、工事一件の予定価格(税込)に応じて、原則として以下の通りの見積期間を確保する必要があります。

工事一件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上

工事一件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上

工事一件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

なお、上記の期間を確保すれば十分というわけではなく、個々の工事の規模や状況に応じ、当事者間で適切な見積期間を確保するようにしてください。



3. 作成する媒体に関する事項

本「様式例」は、見積書作成支援ツールとして、単位・単価・数量などの必要項目を入力することで見積書が作成できるExcelファイルで提供されており、作成の利便性や、当初・最終見積書の比較容易性、データ蓄積の容易性などを鑑み、電子媒体で作成することを推奨します。

4. 見積書の保存に関する事項

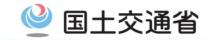
新たなルール下においては、建設業者は、建設業法第20条に基づく建設工事の請負契約に際して労務費・必要経費等を内訳明示した見積書(「材料費等記載見積書」)を作成した場合は、その見積書と関係する契約締結前に作成した打合せ記録について、10年間保存する義務が課せられます。

その際、「当初見積書」(契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書)と、「最終見積書」(契約締結の前提となる見積書)の両方を保存してください。

5. 建設副産物の適正処理に要する費用に関する事項

元請負人及び下請負人は、建設副産物の適正処理の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を明確化し、見積書に明示することが望まれます。

建設副産物の処理等に要する経費について、契約締結後の状況により予期せぬ変更が生じた場合にも、元請負人と下請負人と協議の上、適切に変更契約を行い請負代金に反映することが必要です。



6. 本「様式例」の仕様に関する事項

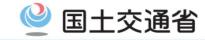
本「様式例」は、建設工事の請負契約に際して労務費・必要経費等を内訳明示した見積書を取り交わす商慣行の定着に向け、国土交通省が、下請負人が元請負人(直近上位の注文者)に対して提出している見積書を作成する際に、総額によるものではなく、その中に含まれる労務費・必要経費等を内訳として明示するに当たって参考となるよう作成したものです。

従って、本「様式例」について、これを用いて見積書を作成しなかったからといって、直ちに建設業法 違反となるわけありませんが、労務費・必要経費等の内訳を明示した見積書の作成が建設業法上 のルールとして努力義務となります。

- 一方で、個々の契約に際して、
- ① 労務費・必要経費等を内訳明示した見積書(「材料費等記載見積書」)について、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るような見積りや見積り変更を求めること、
- ②また、注文者において自己の取引上の地位を不当に利用し、又は、受注者において正当な理由なく、建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない請負代金の額による請負契約を締結することは建設業法違反とされています。

従って、これらの点にも留意し、請負契約において必要額が盛り込まれるようにするとともに、適正な見積り・契約等であることについて、許可行政庁等に対してしっかり説明できるようにしていただくことが重要です(建設業法第19条の3、第20条第2項、第6項)。

専門工事業団体の皆様へ



本「様式例」は、国が業種による見積り対象となる作業の違い等を捨象し、全ての専門工事業者に向けた必要最小限の「例」として位置づけ、提示するものです。

中小の下請業者や一人親方も含め、労務費等を内訳明示した適正な見積書を作成する商慣行を形成・定着するためには、各専門工事業団体において、各業種の特性に対応して、本様式例をカスタマイズした「標準見積書」として、各専門工事業界内で作成・周知・活用いただくことが重要です。

各団体における特定業種版「標準見積書」の作成に当たっては、以下のいずれかの方法が有効と考えられます。

- ① 本「様式例」や「書き方ガイド」を参考として、これまで作成してきた法定福利費・安全衛生経費を内訳明示するための「標準見積書」をアップデートする
- ② 本「様式例」や「書き方ガイド」を参考として、新たに「標準見積書」を作成する

いずれの場合も、本「様式例」(鑑別紙)のように、改正建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている、「材料費、労務費、法定福利費(事業主負担分)、建退共掛金、安全衛生経費」の内訳明示が可能な様式として示してくださいますようお願いいたします。

コミットメント条項

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第四条 受注者は、この契約を締結した後、速やかに請負代金内訳書及び工程表を発注者に、 それぞれの写しを監理者に提出し、請負代金内訳書については、監理者の確認を受ける。
- 2 請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。
- [注]「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠 出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。

(適正な労務費の確保等)

- 第四条の二(A) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。
- 2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払 わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。
 - 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者(次号において「下請負人」という。)に支払うものとすること。
 - 三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。
 - イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。
 - ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請 契約を締結する者(ハにおいて「再下請負人」という。)に支払うこと。
 - ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める 事項を含む契約を締結すること。
 - ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに関する書面を提出すること。
- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。
 - 一 前項第一号の支払に関する書面
 - 二 前項第二号の支払に関する書面

- 三 前項第三号の契約を締結したことに関する書面
- [注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。
- 5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(適正な労務費の確保等)

- 第四条の二(B) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。
- 2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払 わなければならない。
- 3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。
 - 一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。
 - 二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとすること。
- 4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。
 - 一 前項第一号の支払に関する書面
 - 二 前項第二号の支払に関する書面
 - [注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。
- 5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。
- [注] 第四条の二は(A) 又は(B) を使用し、使用しない場合は削除する。
 - ※条項は民間約款の場合(公共約款、元下約款にも同様の規定を創設) 第四条について下線部のとおり改正予定